筑北村公共施設等総合管理計画
改訂

令和４年３月

筑北村

目　　次

第１章　はじめに 1
　１ 計画策定の背景 1
　２ 計画の位置づけ 1
　３ 計画の対象施設 2
　４ 計画期間 2
第２章　公共施設等の現況 3
　１ 筑北村の現状 3
　２ 公共施設等の現状と今後の見通し 6
　３ インフラ系公共施設の現状と今後の見通し 17
　４ 公共施設等全体のまとめ 30
第３章　公共施設等を取り巻く課題の整理 32
第４章　公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針 33
　１ 計画の管理方針 33
　２ 計画の推進体制と情報管理 33
　３ 情報管理 34
　４ 公共施設等のコスト、数量に関する目標 35
第５章　公共施設等の管理に関する基本的な考え方 36
　１ 人口減少を見据えた整備更新 36
　２ 住民ニーズへの適切な対応 37
　３ 民間活力の積極的な導入 37
第６章　公共施設等の管理に関する実施方針 39
　１ 点検・診断等の実施方針 39
　２ 維持管理・修繕・更新等の実施方針 40
　３ 安全確保の実施方針 41
　４ 耐震化の実施方針 43
　５ 長寿命化の実施方針 43
　６ ユニバーサルデザイン化の推進方針 44
　７ 統合や廃止の推進方針 45
第７章　施設類型毎の管理に関する基本的な方針 46
　１ 建築系公共施設の管理に関する基本的な方針 46
　２ 土木系公共施設の管理に関する基本的な方針 52
第８章　長寿命化対策を反映した今後の見込み 54
　１ 公共施設等の総合的かつ計画的な管理対策における優先順位の考え方 54
　２ 未利用施設等の活用や処分に関する基本方針 55
　３ 長寿命化対策を反映した場合の見込みと効果 55
第９章　総合的かつ計画的な管理を実現するための推進方策 57
　１ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針 57
　２ ＰＤＣＡサイクルの推進方針 58

第１章 はじめに

１　計画策定の背景

筑北村では、多くの公共施設（庁舎・校舎等の建築系公共施設）や、道路・橋梁・上下水道等のインフラ系公共施設等を整備し、行政サービスの提供、住民生活の基盤整備等に取り組んできました。

しかしながら、これらは時間の経過とともに徐々に老朽化し、今後、その安全性と機能性を確保するための維持管理、更新等には膨大な経費が必要となります。

長期的展望においては、人口減少・少子高齢化の進展による歳入の減少が予測され、厳しい財政状況の中で、これらの課題への対応が求められています。

そこで、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための方針を定めることを目的とした、「筑北村公共施設等総合管理計画」を平成 28 年 3 月に策定しています。

その後、公共施設等総合管理計画の基本方針等に基づき、学校施設長寿命化計画や公営住宅等長寿命化計画等の個別施設計画が策定・見直しされ、各施設の状態等を踏まえた具体的な対策の内容と時期等の方針が示されました。

また、総務省では「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を平成 30 年 2 月 27 日に改訂しています。

「筑北村公共施設等総合管理計画（以下、「本計画」という）」は、計画策定から 5 年を経過することから、これまでの公共施設等の取組等について検証するとともに、改訂された指針を踏まえ、見直しを行うものです。

２　計画の位置づけ

本計画は、「第 2 次筑北村総合計画」を上位計画として、公共施設等の管理等における基本方針を示すものであり、「過疎地域持続的発展計画」などの関連計画と整合を図ります。施設別の具体的な取組み等については、各個別計画等によって定めることとします。

図　計画の位置づけ

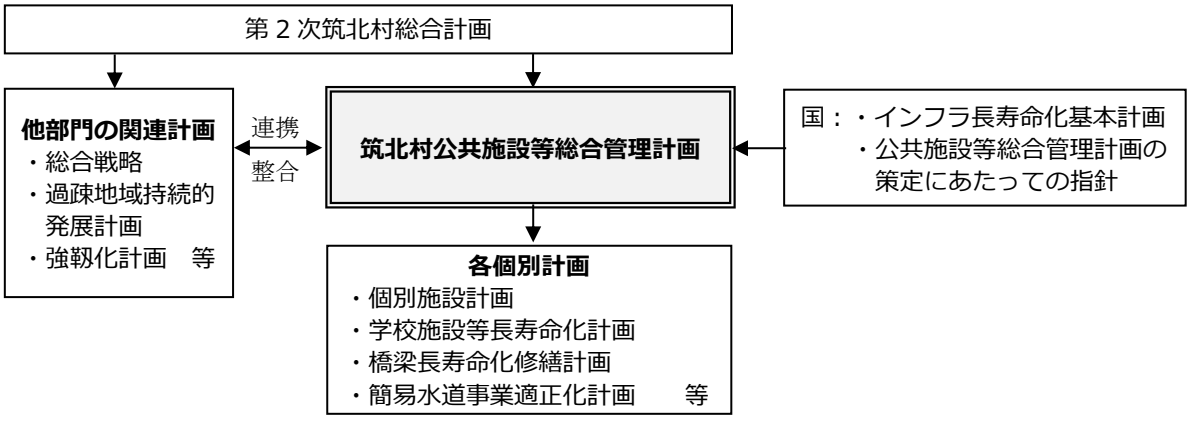

3　計画の対象施設

本計画の対象とする公共施設等は、庁舎、学校、公営住宅等の「建築系公共施設（ハコモノ）」と、道路、橋りょう、上下水道、公園等の「土木系公共施設（インフラ）」で、村が保有する全ての施設とします。

図　対象となる公共施設等

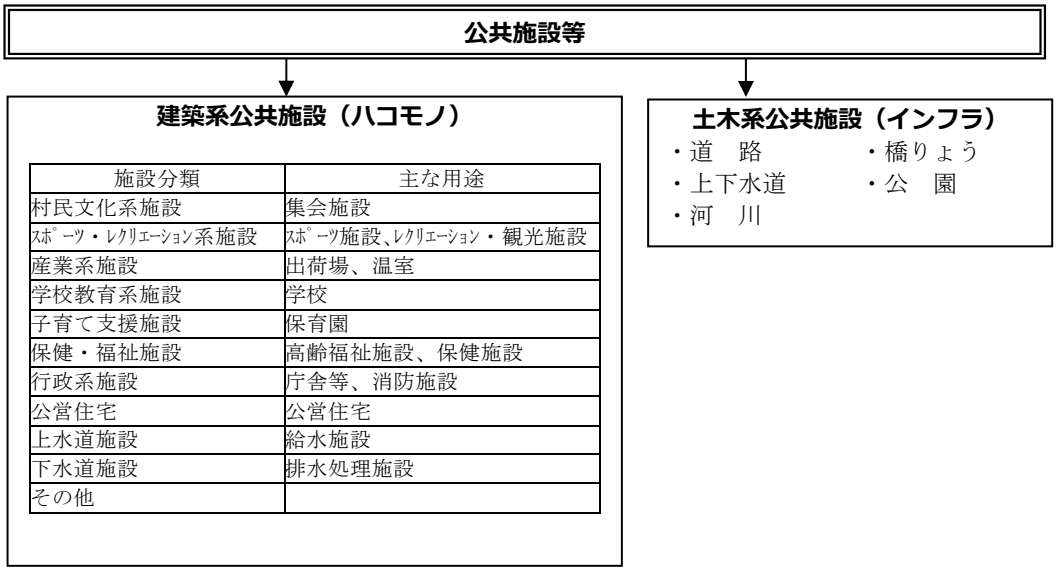

施設分類	主な用途
村民文化系施設	集会施設
ｽﾎﾟｰﾂ・ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ系施設	ｽﾎﾟｰﾂ施設､ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ・観光施設
産業系施設	出荷場、温室
学校教育系施設	学校
子育て支援施設	保育園
保健・福祉施設	高齢福祉施設、保健施設
行政系施設	庁舎等、消防施設
公営住宅	公営住宅
上水道施設	給水施設
下水道施設	排水処理施設
その他	

4　計画期間

平成 28 年 3 月策定の当初計画では､平成 28 年度から令和 7 年度までの 10 年間を計画期間としていましたが、見直しに合わせて令和 4 年度から令和 13 年度までの 10 年間を新たな計画期間とします。

なお、上位計画である総合計画の進捗状況や人口動向等の社会情勢の変化等によって、適宜見直しを行うこととします。

図　計画期間

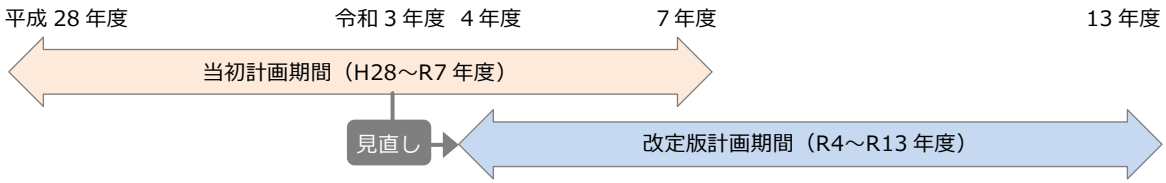

第２章 公共施設等の現況

１　筑北村の現状

（１）村の概要

筑北村は、長野県のほぼ中央部に位置し、県都・長野市からは電車で約 30～50 分、松本市からは電車で約 20～40 分に位置します。

北は千曲市・麻績村・長野市、東は上田市・青木村、南は松本市、西は安曇野市・生坂村に隣接し、北緯 36 度 24 分、東経 138 度 1 分、標高 655ｍです（筑北村役場）。東西約 14.5km、南北約 12.0km、周囲約 69km、総面積 99.47 平方キロメートルで、県内の市町村では 49 番目の規模となります。四阿屋山をはじめ、岩殿山、冠着山など象徴的な山々を背景として、東条川、安坂川、麻績川などが形成した河岸段丘や緩やかな傾斜地に集落が散在しています。

気候は内陸性気候で、気温の日格差が大きいのが特徴です。降水量の年平均は 1,000㎜ 程度です。近年は、降雪量も減少傾向にあります。また、凍霜害、冷害、干害等にも見舞われることがあります。

図　筑北村位置図

（２）人口推移

1960 年以降の村の人口をみると、1960 年の 9,757 人をピークに減少を続けており、2020 年では 4,149 人と 60 年間で約 58%減少しています。

年齢別に人口をみると、2005 年以降は総人口の減少とともに年少人口、生産年齢人口は減少を始めていますが、老年人口は増加し続けており、2020 年では総人口の 46.5%を占めています。

村では 2019 年度に、人口の将来展望を定めた「筑北村人口ビジョン」を改定しており、この中で出生率の段階的引き上げ、転入の増加及び転出の減少により、2045（令和 27）年で人口 2,550 人程度の確保を見込んでいます。

図　人口の推移　（単位:人）

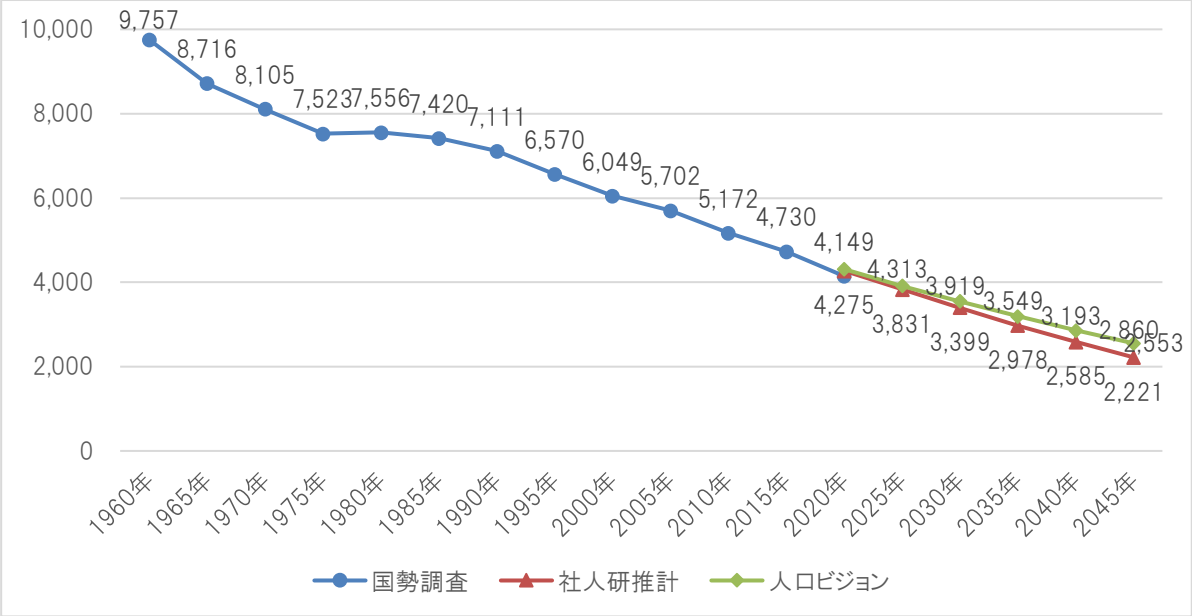

資料：各年国勢調査、筑北村人口ビジョン（令和 2 年 3 月改定）

図　年齢別人口の推移　（単位：人）

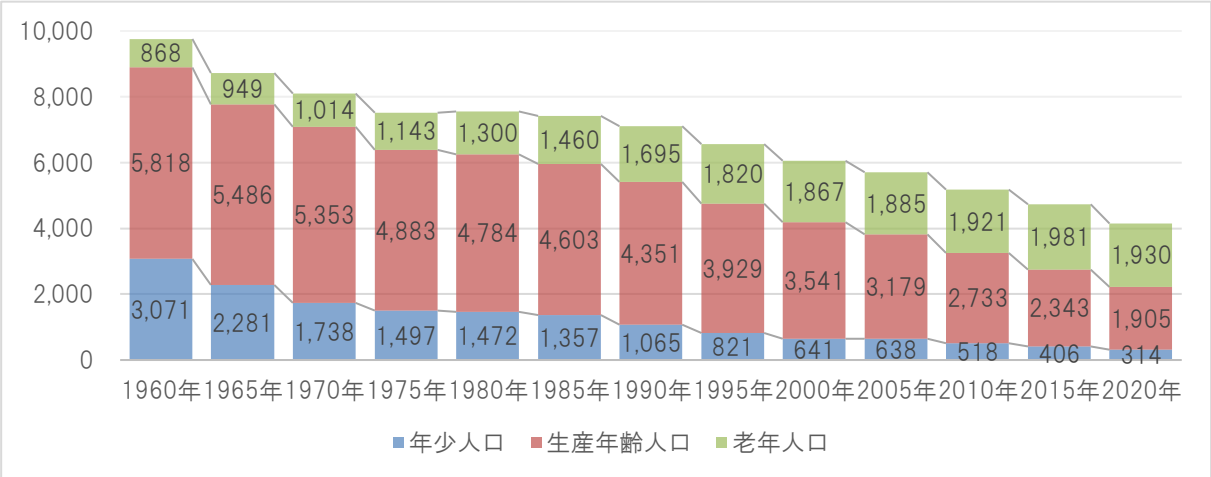

資料：各年国勢調査

（３）財政状況

令和２年度の普通会計を基に村の歳入の状況をみると、村税（地方税）が約 4.0 億円で、地方交付税が約 25.1 億円となっています。

村税をはじめとする自主財源は全体の 9.1%であるのに対し、地方交付税をはじめとする依存財源は 90.9%となっています。

図　歳入の推移　（単位：百万）

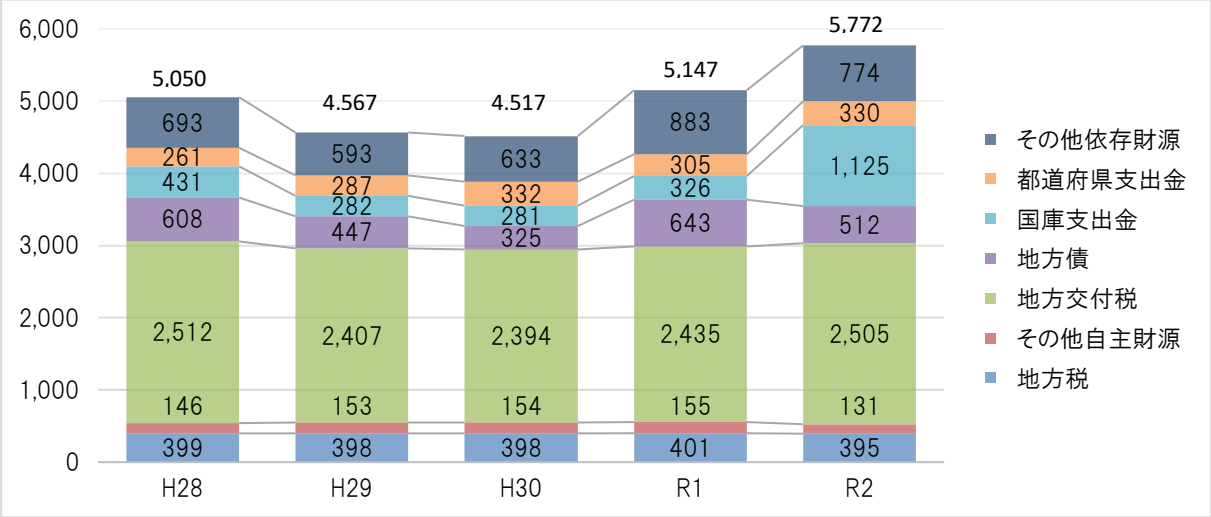

歳出の状況をみると、投資的経費には各年度によって大きな上下があり、令和２年度では約 9.1 億円となっており、歳出の約 16.5%を占めています。

人件費、扶助費、公債費を合計した義務的経費は概ね横ばい傾向となっており、令和２年度で義務的経費は約 18.4 億円で全体の 33.3%となっています。

図　歳出の状況　（単位：百万）

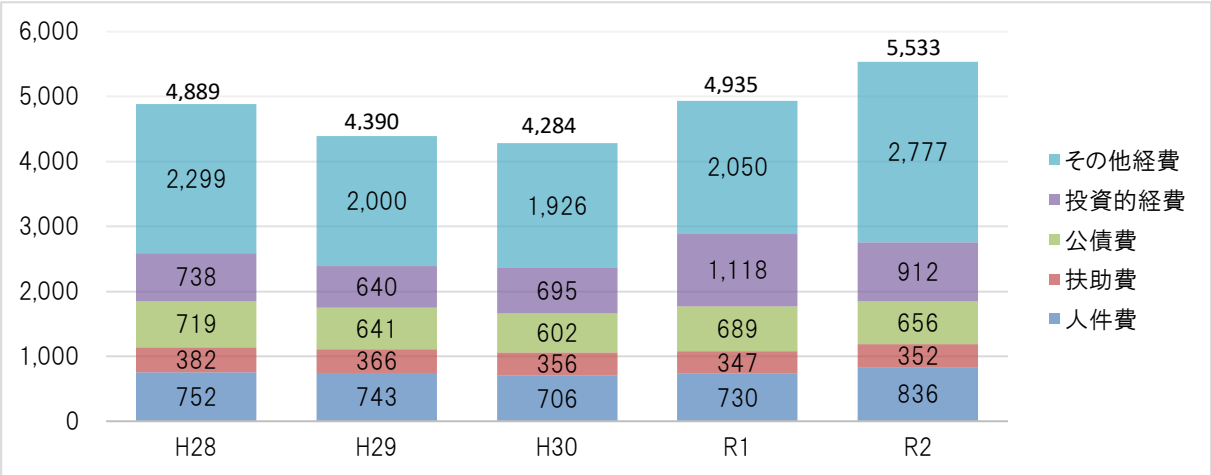

2　公共施設等の現状と今後の見通し

（１）建築系公共施設の現状

①施設数の推移

村が保有する建築系公共施設は、令和 2 年度末時点で 274 施設、403 棟です。

施設分類別施設数では、村民文化系施設が 92 施設と最も多く、以下、行政系施設が 48 施設、上水道施設が 36 施設、スポーツ・レクリエーション系施設が 20 施設となっています。

平成 27 年度からの推移では、1 施設、2 棟増加しています。その内訳は、スポーツ・レクリエーション系施設が 1 施設 2 棟増、学校教育系施設が 1 棟、行政系施設が 1 施設 2 棟増加しており、その他施設で 1 施設 3 棟の減少となっています。

図　施設類型別施設数と推移

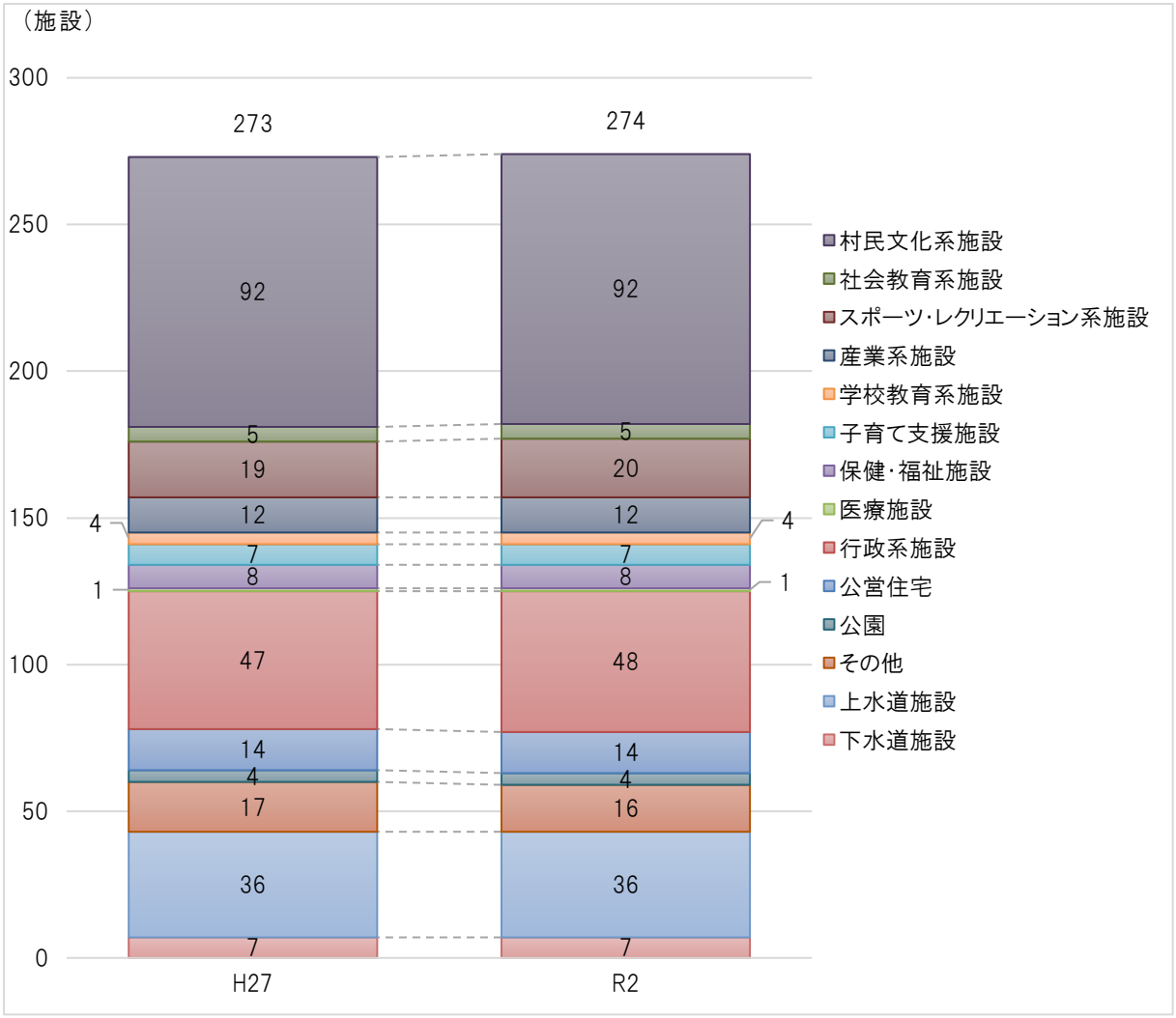

図　施設類型別棟数と推移

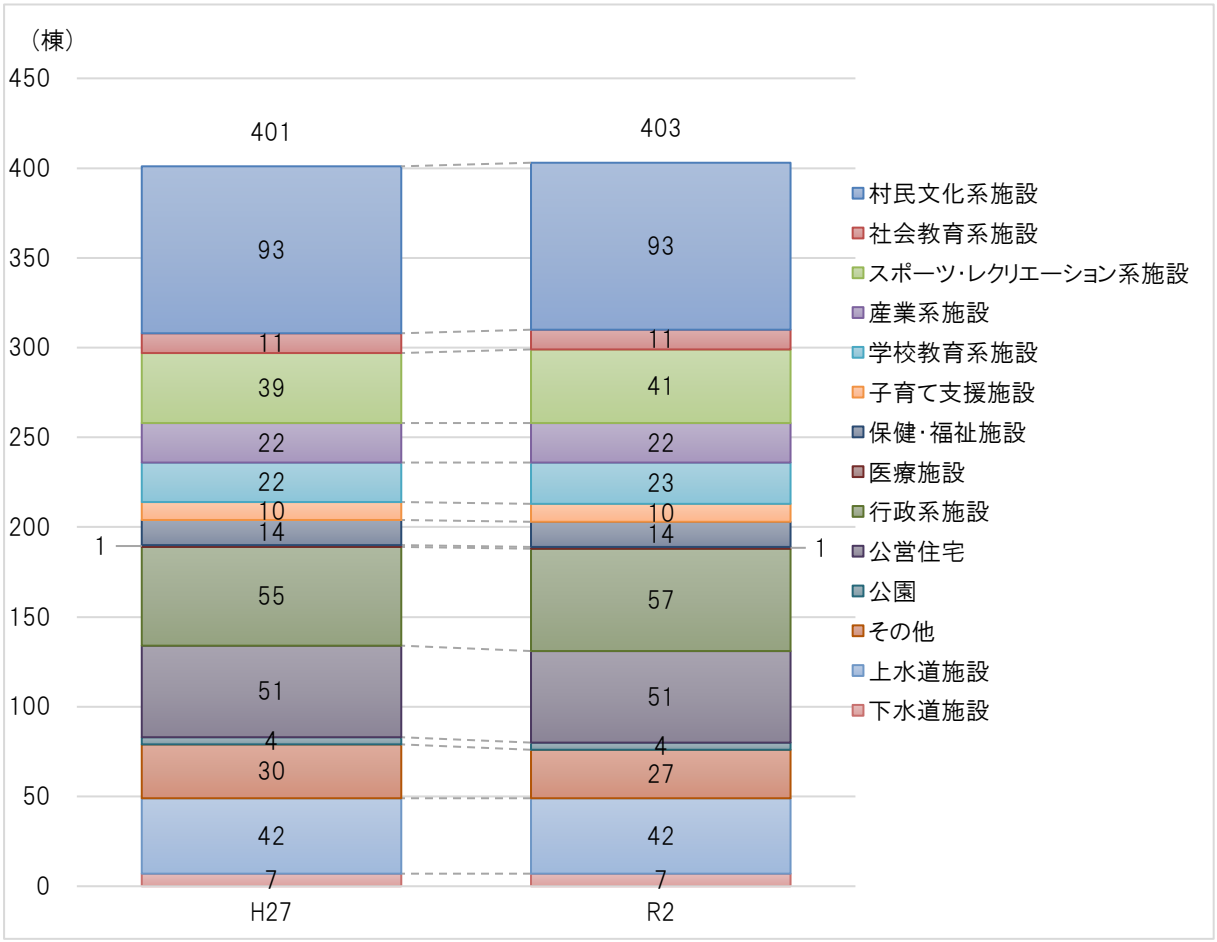

②延床面積の推移

令和 2 年度末に村が保有する建築系公共施設の総延床面積は約 84,010 ㎡です。

用途別延床面積の構成比をみると、「スポーツ・レクリエーション系施設」が 25.2%で最も高く、以下、「学校教育系施設」が 19.3%、「村民文化系施設」が 18.6%であり、この 3 分類で村有建築物の約 6 割を占めています。

平成 27 年度と比較すると、筑北小学校給食等の新築等により 735.71 ㎡増えていますが、旧社会就労センターや教員住宅等の除却により 807.53 ㎡減少し、全体では 11.82 ㎡減少しています。

図　施設類型別延床面積と推移

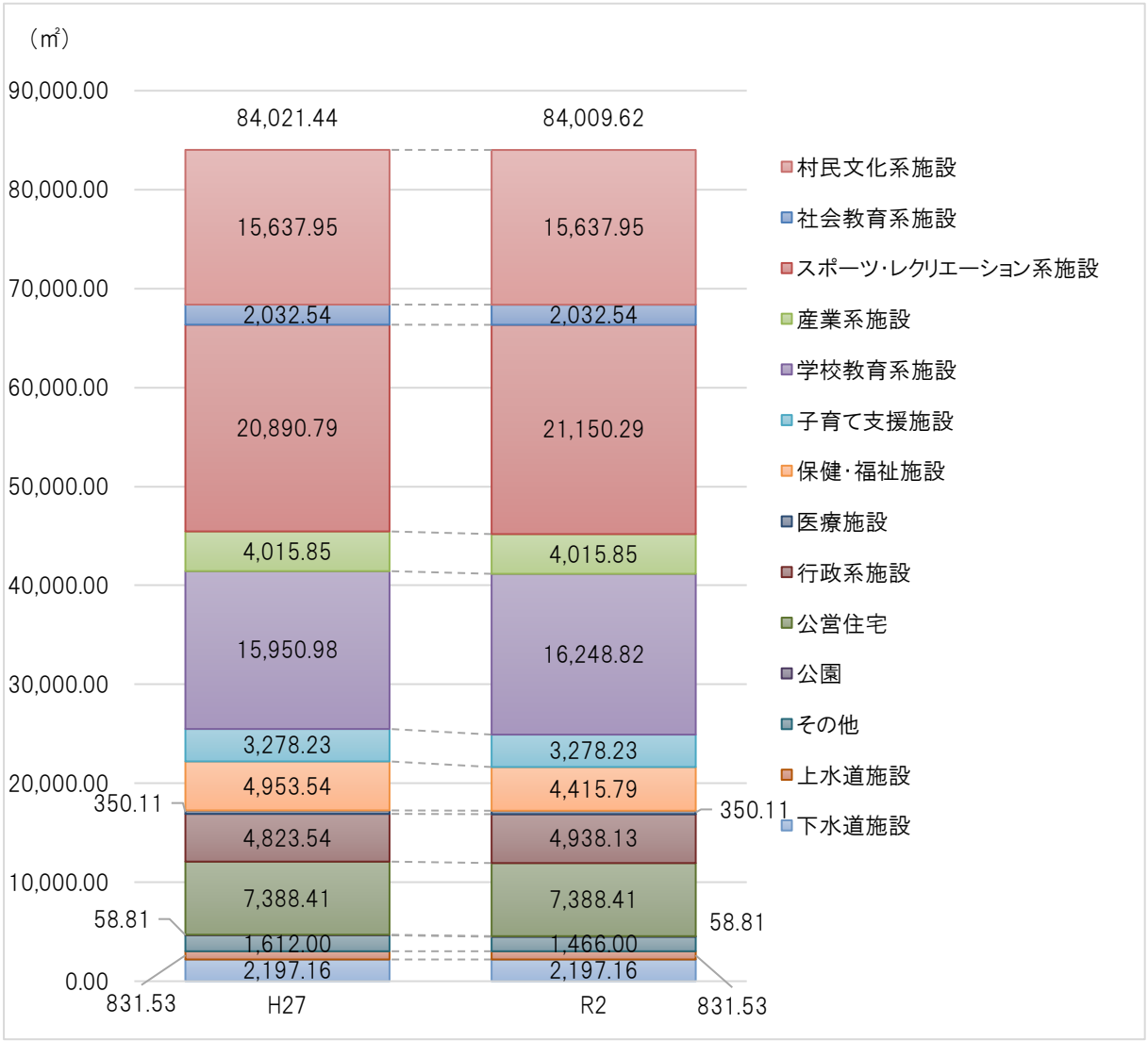

表　施設分類別施設数・延床面積

大分類	中分類	施設数	小計（施設）	棟数	小計（棟）	延床面積	小計（㎡）	構成比	小計％
村民文化系施設	集会施設	91		92		15,543.03		18.5%	
	文化施設	1	92	1	93	94.92	15,637.95	0.1%	18.6%
社会教育系施設	図書館	1		1		635.25		0.8%	
	博物館等	4	5	10	11	1,397.29	2,032.54	1.7%	2.4%
ｽﾎﾟｰﾂ・ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ系施設	スポーツ施設	13		15		8,777.43		10.4%	
	ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ施設・観光施設	3		17		1,166.72		1.4%	
	保養施設	4	20	9	41	11,206.14	21,150.29	13.3%	25.2%
産業系施設	産業系施設	12	12	22	22	4,015.85	4,015.85	4.8%	4.8%
学校教育系施設	学校	4	4	23	23	16,248.82	16,248.82	19.3%	19.3%
子育て支援施設	幼保・こども園	2		3		1,565.37		1.9%	
	幼児・児童施設	5	7	7	10	1,712.86	3,278.23	2.0%	3.9%
保健・福祉施設	高齢福祉施設	6		9		3,447.15		4.1%	
	障害福祉施設	2	8	5	14	968.64	4,415.79	1.2%	5.3%
医療施設	医療施設	1	1	1	1	350.11	350.11	0.4%	0.4%
行政系施設	庁舎等	9		18		3,508.39		4.2%	
	消防施設	39	48	39	57	1,429.74	4,938.13	1.7%	5.9%
公営住宅	公営住宅	14	14	51	51	7,388.41	7,388.41	8.8%	8.8%
公園	公園	4	4	4	4	58.81	58.81	0.1%	0.1%
その他	その他	16	16	27	27	1,466.00	1,466.00	1.7%	1.7%
上水道施設	上水道施設	36	36	42	42	831.53	831.53	1.0%	1.0%
下水道施設	下水道施設	7	7	7	7	2,197.16	2,197.16	2.6%	2.6%
合計		274		403		84,009.62		100.0%	100.0%

③建築年度

村が保有する建築系公共施設のうち、最も古いものは明治 29 年度（1896 年度）に建築されています。

延床面積でみると、昭和 44 年度（1969 年度）、平成 9 年（1997 年度）が突出して多くなっています。

旧耐震基準による建築物は約 23,980 ㎡で、全体の 28.5%を占めています。施設分類別の延床面積では、スポーツ・レクリエーション系施設(9.0%)、村民文化系施設(8.3%)、学校教育系施設（6.2%）の順に高くなっています。

築 30 年以上を経過する建築物は約 49,020 ㎡で、全体の 58.4%を占めています。施設分類別の延床面積では、スポーツ・レクリエーション系施設（15.6%）、村民文化系施設（15.2%）、学校教育系施設（12.5%）の順に高くなっています。

図　建築系公共施設の築年度別延床面積

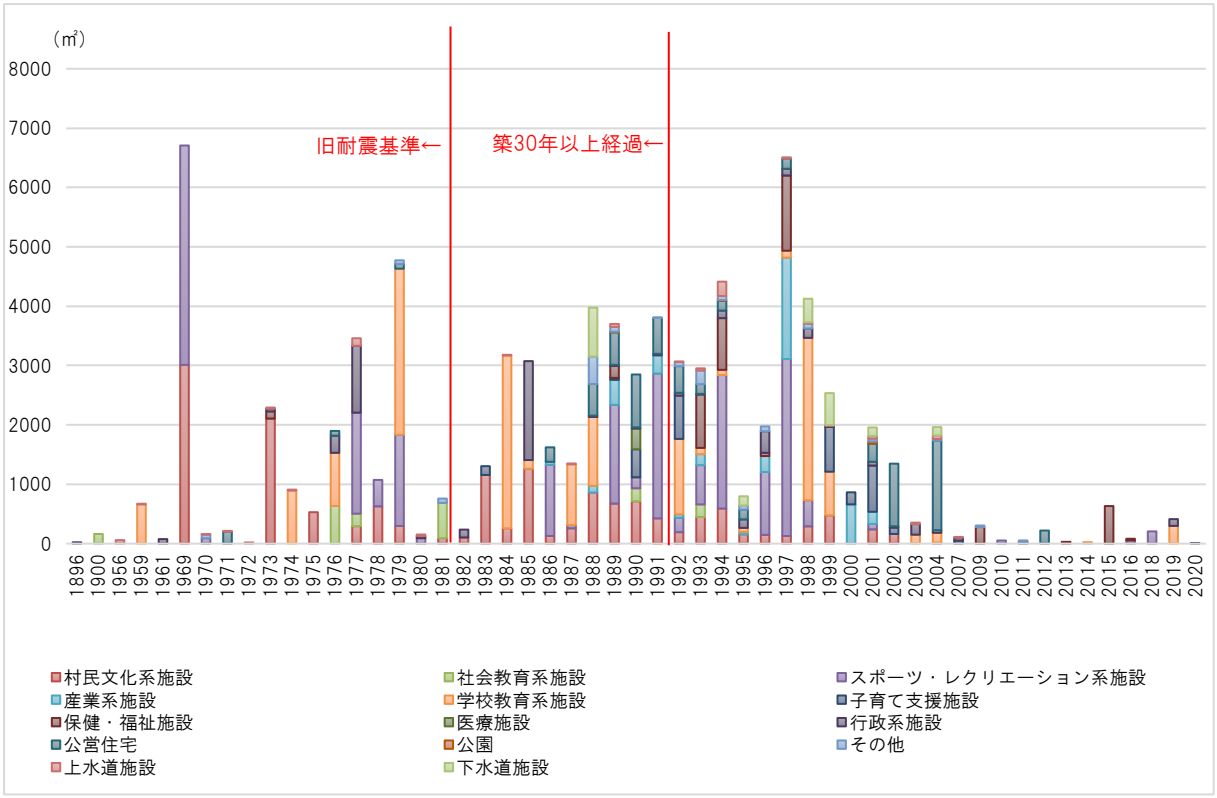

④有形固定資産減価償却率の状況

公共施設等の有形固定資産減価償却率は次の計算式で表しています。

有形固定資産減価償却率＝減価償却累計額／取得価額（再調達価額）

有形固定資産のうち、土地以外の償却資産（建物や工作物等）の取得価額に対する減価償却累計額の割合を計算することにより、耐用年数に対して減価償却がどこまで進んでいるか把握することができます。

ただし、長寿命化工事による使用期間の延長効果は数字に反映されないことから、施設の老朽度合や施設の安全性の低さを直接的に示すものではありません。

100%に近いほど償却が進んでおり、一般的な目安として有形固定資産減価償却率は35～50%程度と言われています。本村の有形固定資産減価償却率は76.3%と平均より高く、今後、耐用年数の到達とともに更に償却率が高くなることが予想され、目標年度である令和13年度には91.9%と推計されます。

施設類型別では、医療施設が 100.0%となっており、以下、公園（96.5%）、その他施設（93.8%）、村民文化系施設（93.4%）社会教育系施設（91.0%）で90%を超えています。一方、下水道施設は57.3%と最も低くなっています。

表　施設分類別有形固定資産減価償却率の状況

施設分類	取得価額等(千円)	減価償却累計額(千円)	減価償却率(%)
村民文化系施設	1,791,824	1,673,638	93.4%
社会教育系施設	273,983	249,249	91.0%
ｽﾎﾟｰﾂ･ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ系施設	4,276,670	3,160,435	73.9%
産業系施設	695,497	614,610	88.4%
学校教育系施設	2,561,877	1,768,635	69.0%
子育て支援施設	917,834	746,900	81.4%
保健･福祉施設	1,208,615	836,150	69.2%
医療施設	106,250	106,250	100.0%
行政系施設	843,423	647,946	76.8%
公営住宅	1,350,586	1,058,375	78.4%
公園	5,860	5,658	96.5%
その他	211,819	198,319	93.6%
上水道施設	517,003	363,907	70.4%
下水道施設	899,448	515,351	57.3%
合計	15,660,689	11,945,424	76.3%

表　施設分類別有形固定資産減価償却率の推移と見通し

施設分類	H27 年度末	R2 年度末	R13 年度末
村民文化系施設	87.4%	93.4%	99.7%
社会教育系施設	85.0%	91.0%	97.4%
ｽﾎﾟｰﾂ･ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ系施設	63.9%	73.9%	90.9%
産業系施設	72.6%	88.4%	98.1%
学校教育系施設	58.8%	69.0%	85.0%
子育て支援施設	68.2%	81.4%	94.7%
保健・福祉施設	54.3%	69.2%	98.0%
医療施設	100.0%	100.0%	100.0%
行政系施設	66.5%	76.8%	94.3%
公営住宅	72.3%	78.4%	88.1%
公園	93.7%	96.5%	100.0%
その他	87.1%	93.6%	98.2%
上水道施設	58.8%	70.4%	92.9%
下水道施設	43.8%	57.3%	83.8%
合計	66.2%	76.3%	91.9%

⑤これまでの実績

当初計画策定以降、本市では下表の事業を進め、公共施設等の管理適正化を図ってきました。

複合化・統合においては、令和元年度に坂井小学校を筑北小学校へ統合しました。

耐震改修では、集会施設１棟において実施しています。

また、施設の移転や建物、利用の状況から、旧社会就労センターや教育住宅、車庫の除却を実施しています。

表　複合化・統合の実績

実施年度	施設名	建設年度	面積	従前施設名	建設年度	面積
2019(R1)	筑北小学校	1998(H10)	3,618 ㎡	坂井小学校	1984(S59)	3,501 ㎡

表　耐震改修の主な実績

実施年度	施設名	建設年度	面積
2020(R2)	仁熊公民館	1975(S50)	307.3 ㎡

表　除却の主な実績

実施年度	施設名	建設年度	面積
2016(H28)	旧社会就労センター	1977(S52)	565.65 ㎡
2017(H29)	山秋校長住宅1号	1973(S48)	66 ㎡
2017(H29)	杉ノ越教員住宅2号	1988(S63)	60 ㎡
2019(R1)	永井中村消防車庫	1995(H7)	23.79 ㎡
2019(R1)	山崎消防車庫	1995(H7)	12.09 ㎡
2019(R1)	薬師堂教員住宅9	1999(H11)	80 ㎡

⑥投資的経費・維持管理経費の現状

直近５年の施設更新等の投資的経費（既存更新分及び新規整備分・用地取得分、改修費）の合計は 6.8 億円で、平均 1.4 億円／年となっており、推移をみると令和元年が 3.4 億円と突出してます。

また、施設の維持管理に係る経費※の直近５年の合計は 1.7 億円であり、平均 0.34 億円/年となっており、推移をみると横ばいとなっています。

図　直近５年の施設更新・維持管理経費

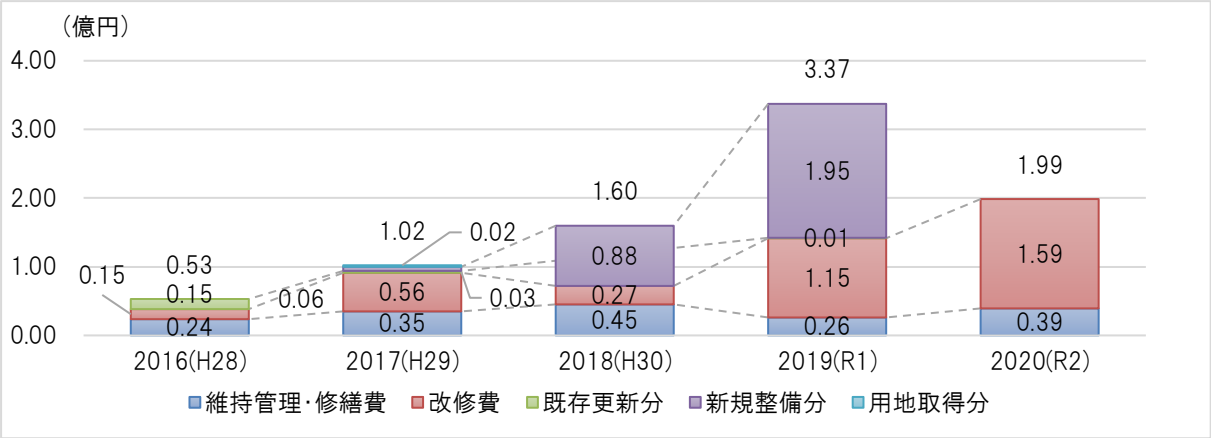

維持管理・修繕費：施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査補修、修繕などをいう。なお、補修、修繕については、補修、修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものをいう。例えば、法令に基づく法定点検や施設管理者の判断で自主的に行う点検、点検結果に基づく消耗部品の取替え等の軽微な作業、外壁コンクリートの亀裂の補修等を行うこと。

改修費：公共施設等を直すこと。なお、改修を行った後の効用が当初の効用を上回るものをいう。例えば、耐震改修、長寿命化改修など。転用も含む。

（２）建築系公共施設の今後の見通し

現在保有する施設（上下水道関連施設を除く）が全て耐用年数経過時に単純更新した場合の中長期的な更新費用を推計します。

①年当たりの平均費用

次図は過去 5 年間の建築系公共施設全体に対する投資的経費の実績（2016～2020 年度までの表示）と、今後 40 年間にかかると予想される更新費用の推計値（2021 年度以降の表示）です。

今後 40 年間、現在ある全ての公共施設約 8.1 万㎡（上下水道施設は除く）を保有し続けた場合にかかる更新費用は 428.5 億円となり、年平均では 10.7 億円となります。直近 5 年間（2016～2020 年度）の投資的経費の実績（既存更新分及び新規整備分）は年平均 1.36 億円（グラフ中の赤色の線）ですが、これの 7.9 倍となります。

②ピーク

まず 2028 年度に大規模改修によるピークを迎え、その後、2029 年度から建替えに要する費用が増え始め、2059 年に建替えと大規模修繕による費用のピークを迎えます。

③費用内訳

今後 10 年間に「築 31 年以上 50 年未満の公共施設の大規模改修」※及び「大規模改修」にまとまった費用が必要になり、2028 年には 15.6 億円の更新費用が必要となります。

2029 年度以降から「建替え」に対する費用が多くを占めるようになり、2029～2030 年度には 19 億円前後の費用が掛かります。

※大規模改修が実施されなければならない築後 30 年を、現時点ですでに経過している施設が存在します。改修はすぐに実施することになりますが、ここでは改修費用の総額を今後 10 年間に割り振っています。

図　建築系公共施設全体の更新費用

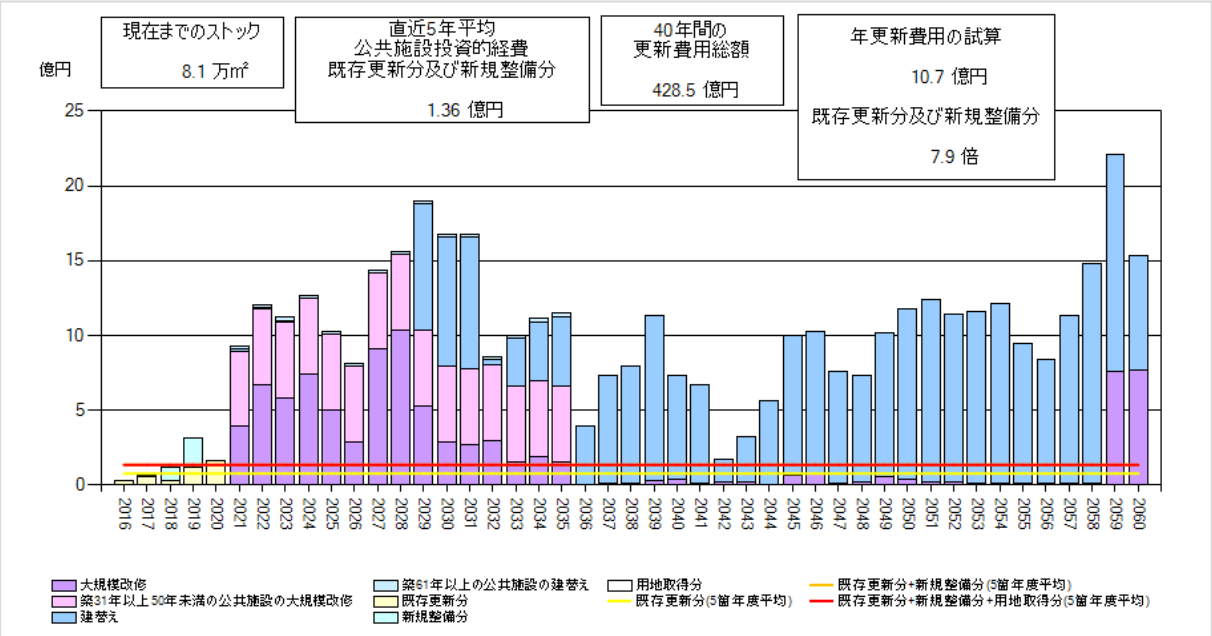

＜推計の前提条件＞

・今後新たな建設は行わない。
・建設後 60 年で更新（建替）を実施する。建替期間は 3 年とする。更新費は建設費と同額とする。単年度に負担が集中しないように建て替え時は費用を 3 年間に分割する
・建設後 30 年で大規模改修を実施する。修繕期間は 2 年とする。改修時の費用は 2 年間に分割する。
・物価変動による改修時、更新時の再調達価格の変動は無視する。
・大規模改修及び更新（建替）単価は次のとおりとする。

表　大規模改修及び建替単価　（単位：万円/㎡）

大分類	大規模改修	更新（建替）
村民文化系施設	25	40
社会教育系施設	25	40
ｽﾎﾟｰﾂ・ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ系施設	20	36
産業系施設	25	40
学校教育系施設	17	33
子育て支援施設	17	33
保健・福祉施設	20	36
医療施設	25	40
行政系施設	25	40
公営住宅	17	28
公園	17	33
供給処理施設	20	36
その他	20	36

出典：更新費用試算ソフト（総務省）

3　インフラ系公共施設の現状と今後の見通し

（１）道路

①現状

a. 保有量の推移

これまで村道は実延長で約 311.8km、面積で約 115 万㎡を整備してきました。

当初計画時点（平成 27 年度末）からの推移をみると、道路延長は 545m 減、面積は 6,529 ㎡増となっており、人口減少に伴い、人口一人当たりの面積が 35.5 ㎡増加しています。

表　村道の内訳

分類	内訳
道路	延長　　合計　　311,824m 道路面積合計　1152,078.23 ㎡

表　道路の実延長・面積推移

	人口（人）	道路の実延長（m）	人口一人当たり延長（m）	道路面積（㎡）	人口一人当たり面積（㎡）
H27 末	4,730	312,369	66.0	1,145,549	242.2
R２末	4,149	311,824	75.2	1,152,078	277.7
差引	-581	-545	9.2	6,529	35.5

b. これまでの実績

当初計画策定以降、道路の適切な維持管理に努めていますが、直近５年では新設、大規模な更新は実施していません。

c. 投資的経費・維持管理経費の現状

直近５年の施設更新等の投資的経費（既存更新分及び新規整備分・用地取得分、改修費）の合計は 5.4 億円で、平均 1.1 億円／年となっています。

また、施設の維持管理に係る経費は、合計で 1.6 億円であり、平均 0.3 億円／年となっています。減価償却が進み老朽化する中で今後も同程度の維持管理費が必要になると考えられます。

図　直近５年の施設更新・維持管理経費

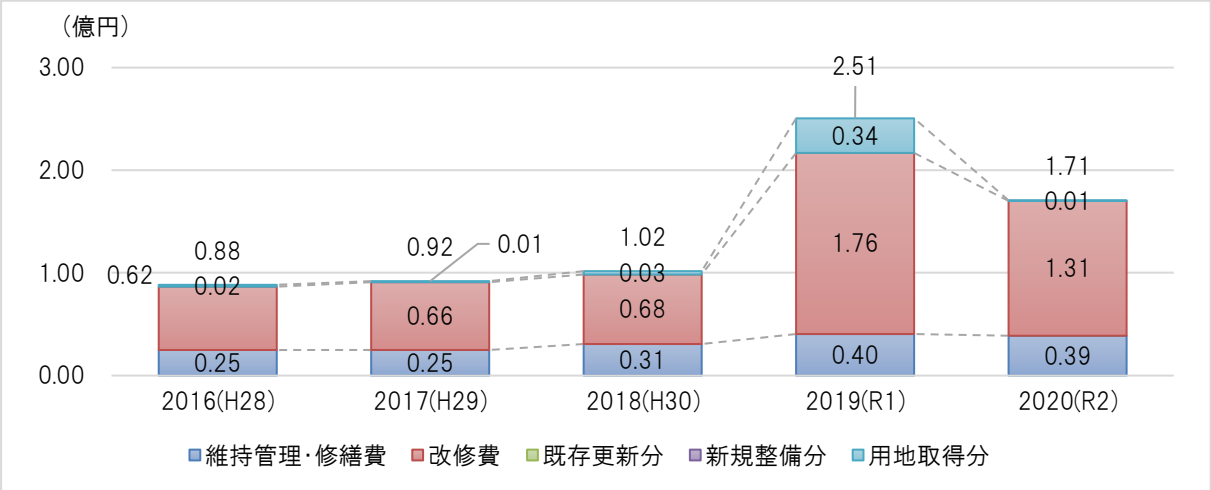

②今後の見通し

40 年間にかかる費用総額は 166.1 億円で、年当たりでは約 4.2 億円です。全道路面積の 15 分の 1 を毎年更新するため、毎年必要な更新費用は一定になります。

過去 5 年間（2016～2020 年度）の投資的経費の実績は年平均 1.09 億円（グラフ中の赤色水平線）であるため、今後は約 3.9 倍の費用が必要になります。

図　道路の更新費用

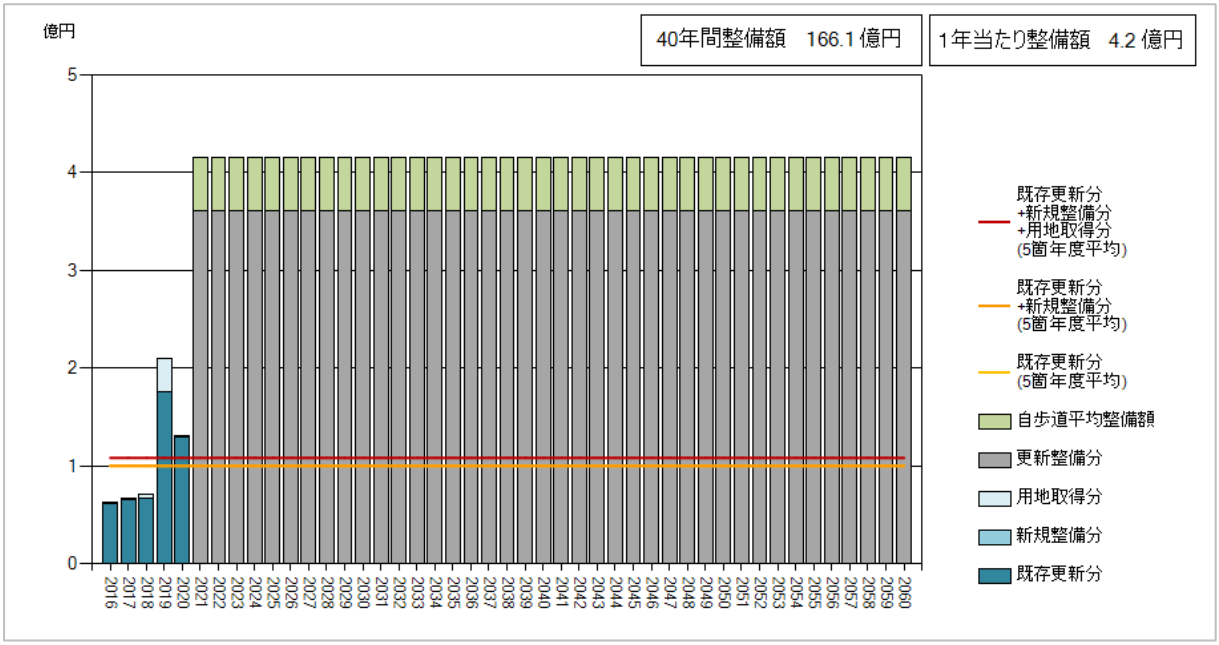

＜推計の前提条件＞

・今後新たな整備は行わない。

・舗装の耐用年数を 15 年とし、道路の全整備面積をこの 15 年で割った面積の舗装部分を毎年度更新していくと仮定する。

・更新単価は、4,700 円/㎡（出典：更新費用試算ソフト（総務省））とする。

（２）橋りょう

①現状

a. 保有量の推移

橋りょうの総面積は 10,604 ㎡です。橋りょうは、古いものでは 1957 年度に建設されており、整備量のピークは 1994 年度となっています。

赤い縦線は、これより左側が現時点で耐用年数 60 年を経過している橋りょうを示しおり、1960 年度以前に整備された 3 本、167.79 ㎡が耐用年数を超過しています。

図　橋りょうの建設年度別面積

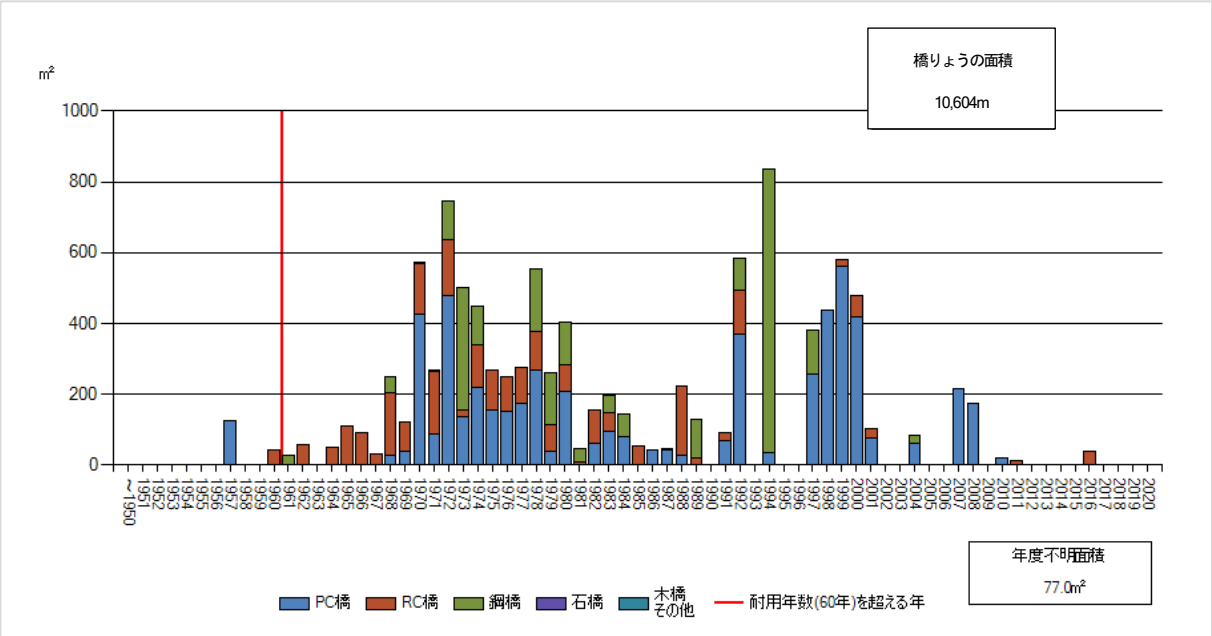

表　橋数・面積推移

	橋数	うち耐用年数超過橋数	橋りょう面積（㎡）	うち耐用年数超過面積（㎡）
H27 末	207	0	10,567	0
R２末	208	3	10,604	167.79
差引	1	3	37	167.79

a. 有形固定資産減価償却率の推移

道路の有形固定資産減価償却率は 61.0%と減価償却が進んでいます。

当初計画の翌年度（平成 27 年度末）からの推移をみると、約 7 ポイント高くなっており、償却が進んでいます。

表　有形固定資産減価償却率の状況

取得価額等（千円）	減価償却累計額（千円）	有形固定資産減価償却率（%）
4,699,499	2,847,329	61.0%

表　有形固定資産減価償却率の推移と見通し

H27 末	R２末	R13 末
54.3%	61.0%	78.4%

b. これまでの実績

当初計画策定以降、6 本の長寿命化改修を実施しています。

新規整備・更新はありません。

表　長寿命化改修の実績

実施年度	橋りょう数	延長(m)	面積(㎡)
2017(H29)	1	11.8	35.21
2018(H30)	2	32.5	153.95
2019(R1)	1	70.0	364.4
2020(R2)	2	51.1	163.97

c. 投資的経費・維持管理経費の現状

直近 5 年の施設更新等の投資的経費（既存更新分及び新規整備分・用地取得分、改修費）の合計は 0.9 億円で、平均 0.18 億円／年となっており、全て改修費となっています。

また、施設の維持管理に係る経費は、合計で 0.96 億円であり、平均 0.19 億円／年となっています。

図　直近５年の施設更新・維持管理経費

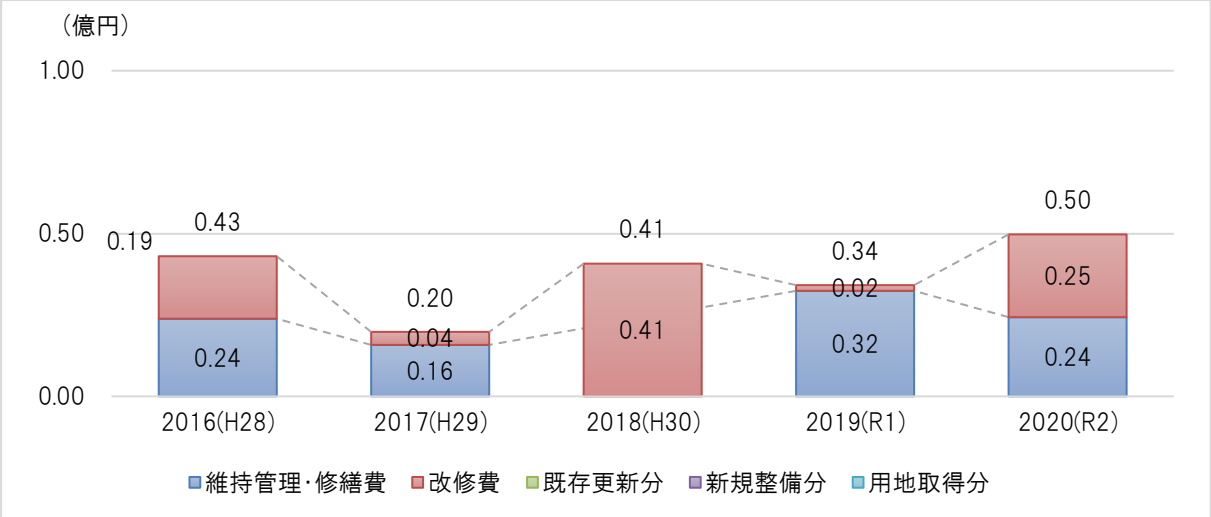

②今後の見通し

40 年間にかかる費用総額は 44 億円で、年当たりでは 1.1 億円です。

過去 5 年間（2016～2020 年度）の投資的経費の実績は年平均 0.18 億円（グラフ中の赤色水平線）であるため、今後は年当たり約 6 倍の更新費用が必要となります。

年度別に金額の差がありますが、特に 2032、2054 年度は 3 億円を超える費用が必要となります。

図　橋りょうの更新費用

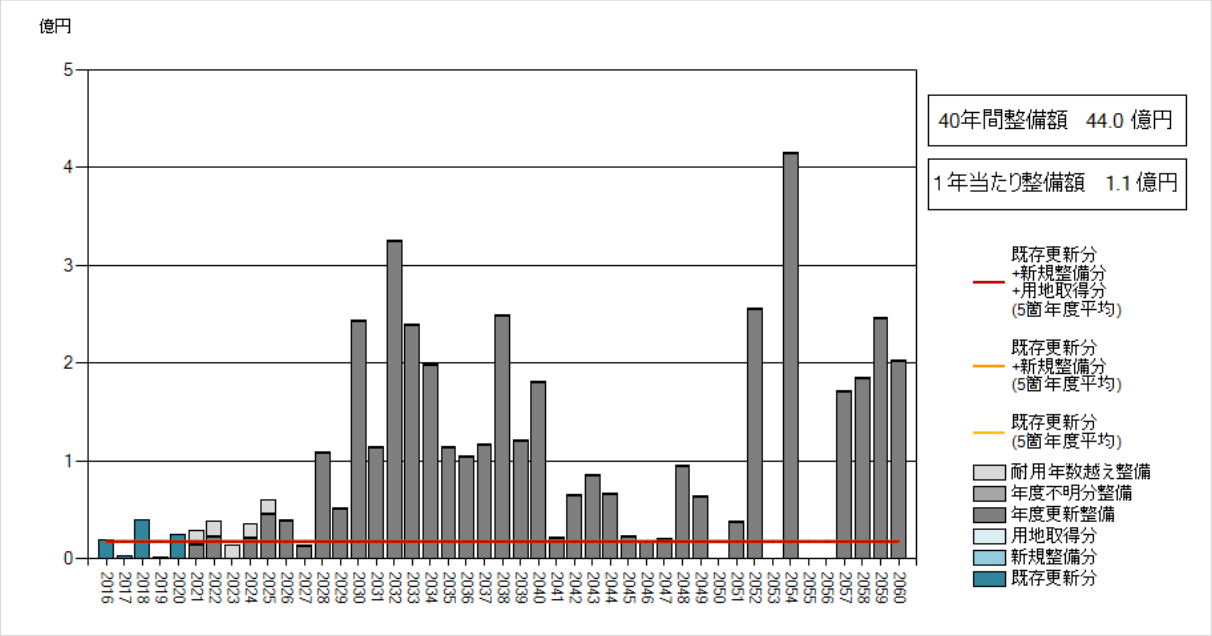

＜推計の前提条件＞

・今後新たな整備は行わない。

・整備した年度から法定耐用年数の 60 年を経た年度に更新すると仮定する。

・更新単価は次のとおりとする。

RC 橋　　：425 千円/㎡

PC 橋　　：425 千円/㎡

鋼橋　　：500 千円/㎡

木橋その他　：425 千円/㎡

出典：更新費用試算ソフト（総務省）

（３）簡易水道

①現状

a. 保有量の推移

上水道管の総延長は 106,772ｍとなっています。

赤い縦線は、これより左側が、現時点で耐用年数 40 年を経過している上水道管を示しており、現時点で耐用年数を経過している上水道管はありません。

図　上水道管の整備状況

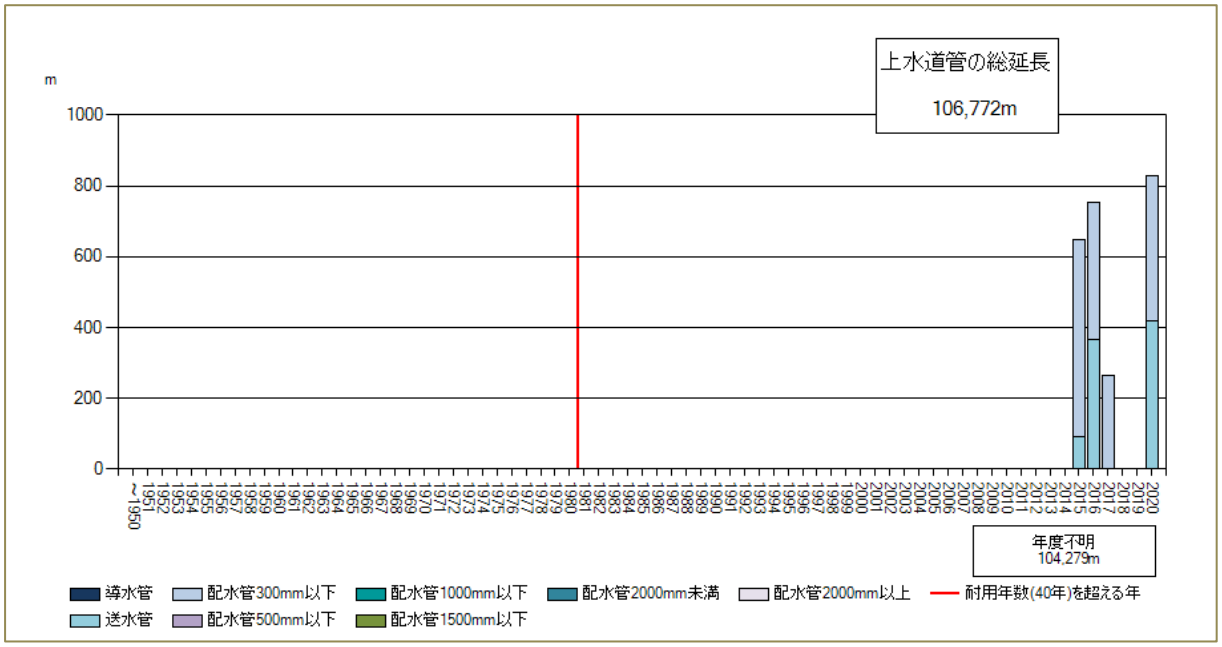

注：2014 年の台帳整備以前に敷設されたものについては年度不明分として計上している。

表　延長推移

	延長（m）
H27 末	104,928
R２末	106,772
差引	1,844

b. これまでの実績

当初計画策定以降、1,844ｍの耐震改修を実施しており、計画的に維持管理を進めています。

表　耐震改修の実績

実施年度	箇所数	延長　計
2016(H28)	1	752.7
2017(H29)	1	263.7
2020(R2)	1	827.7

c. 投資的経費・維持管理経費の現状

直近５年の施設更新等の投資的経費（既存更新分及び新規整備分・用地取得分、改修費）の合計は 2.5 億円で、平均 0.5 億円／年となっており、ほとんどが改修費となっています。

また、施設の維持管理に係る経費の合計は 0.76 億円で、平均 0.15 億円／年となっており、概ね横ばいで推移しています。

図　直近５年の施設更新・維持管理経費

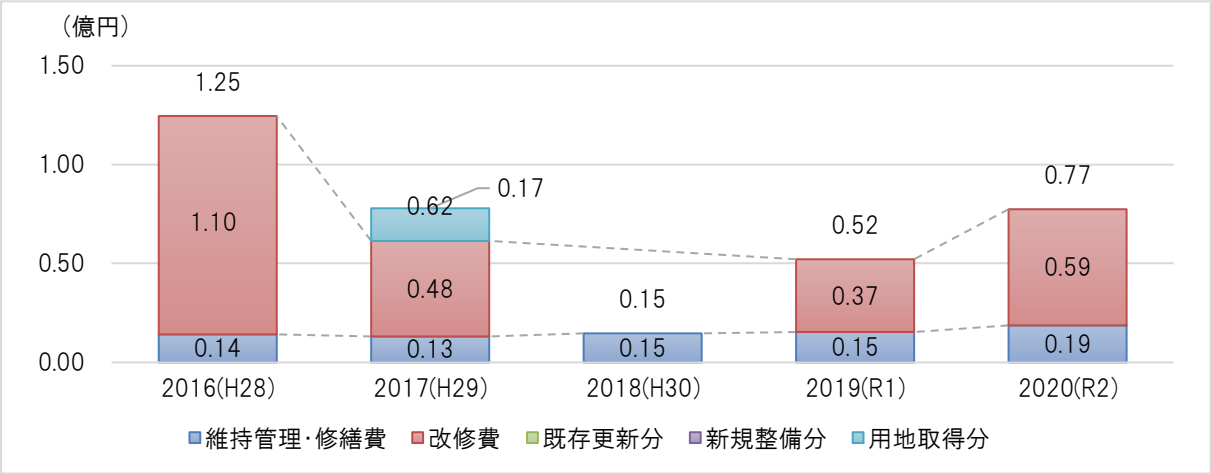

②今後の見通し

40 年間にかかる費用総額は 64.1 億円で、年当たりでは 1.6 億円です。過去５年間の投資的経費の実績が年平均 0.5 億円であることから、毎年約 3.2 倍の費用が必要となります。

図　上水道の更新費用

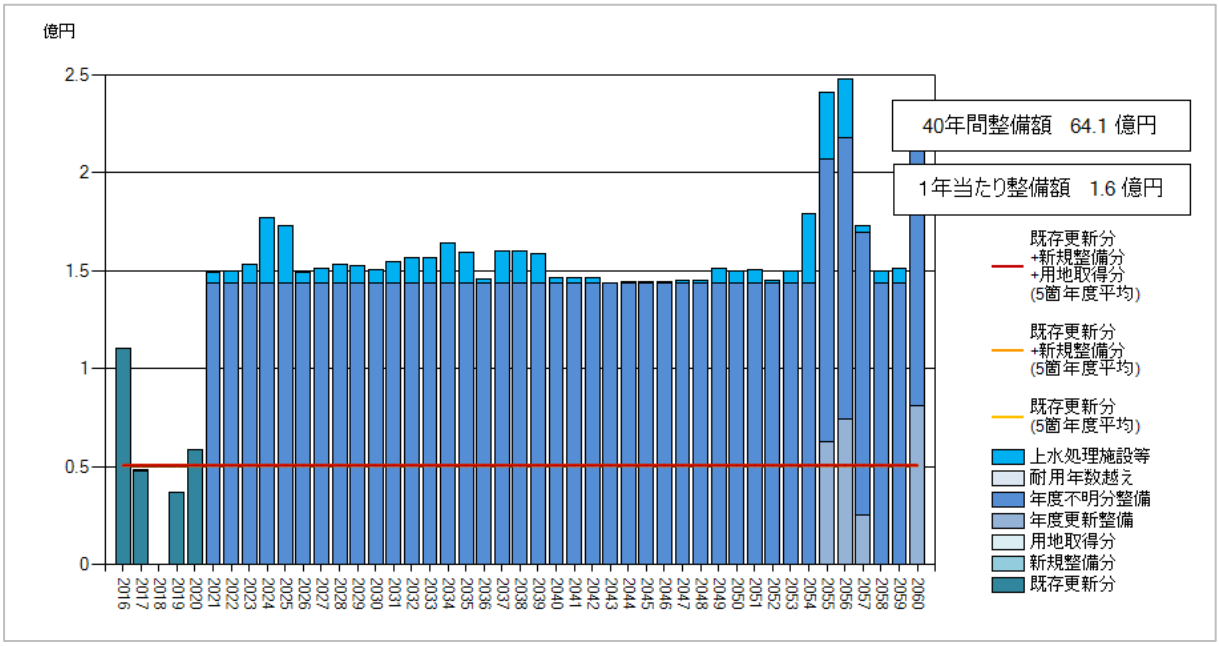

＜推計の前提条件＞

・今後新たな整備は行わない。

・整備した年度から法定耐用年数の 40 年を経た年度に更新すると仮定する。
　年度不明分については、40 年で割った面積を均等に更新すると仮定する。

・更新単価は次のとおりとする。

導水管	300 ㎜未満：	100 千円/m
送水管	300 ㎜未満：	97 千円/m
配水管	50 ㎜以下：	97 千円/m
	150 ㎜以下：	97 千円/m

（４）下水道

①現状

a. 保有量の推移

下水道管の総延長は 48,457m となっています。

赤い縦線は、これより左側が、現時点で耐用年数 50 年を経過している下水道管を示しますが、現在、村内に耐用年数を経過しているものはありません。

図　下水道管の敷設年別延長

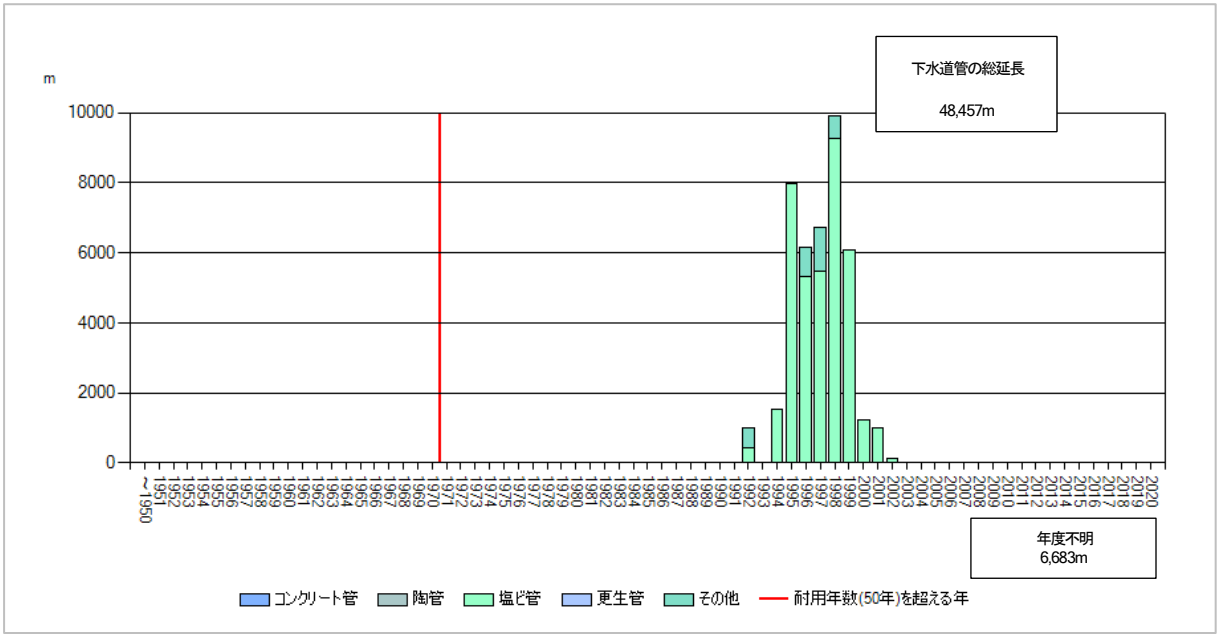

注：1991 年以前に敷設された管については、整備年度不明として計上している。

表　延長推移

	延長（m）	うち耐用年数超過延長（m）
H27 末	48,457	0
R２末	48,457	0
差引	0	0

b. 有形固定資産減価償却率の推移

下水道の有形固定資産減価償却率は、39.7%となっています。

当初計画の翌年度（平成 27 年度末）からの推移をみると、約 7 ポイント高く償却が進んでいます。また、10 年後の令和 13 年度末時点には約 59%と大幅に増加する見込みです。

表　有形固定資産減価償却率の状況

取得額/再調達価格（千円）	減価償却累計額（千円）	減価償却率（%）
2,957,917	1,174,212	39.7%

表　有形固定資産減価償却率の推移と見通し

H27 末	R2 末	R13 末
32.8%	39.7%	58.7%

c. これまでの実績

当初計画策定以降、耐震化、長寿命化の改修実績はありません。

d. 投資的経費・維持管理経費の現状

直近 5 年の施設更新等の投資的経費（既存更新分及び新規整備分・用地取得分、改修費）は、累計で 0.5 億円であり、平均 0.1 億円／年となっています。

投資的経費の内訳は、新規整備のみとなっています。

また、施設の維持管理に係る経費は、累計で 2.0 億円であり、平均 0.4 億円／年となっています。維持管理費は、年間 0.4～0.5 億円前後で推移しています。

図　直近 5 年の施設更新・維持管理経費

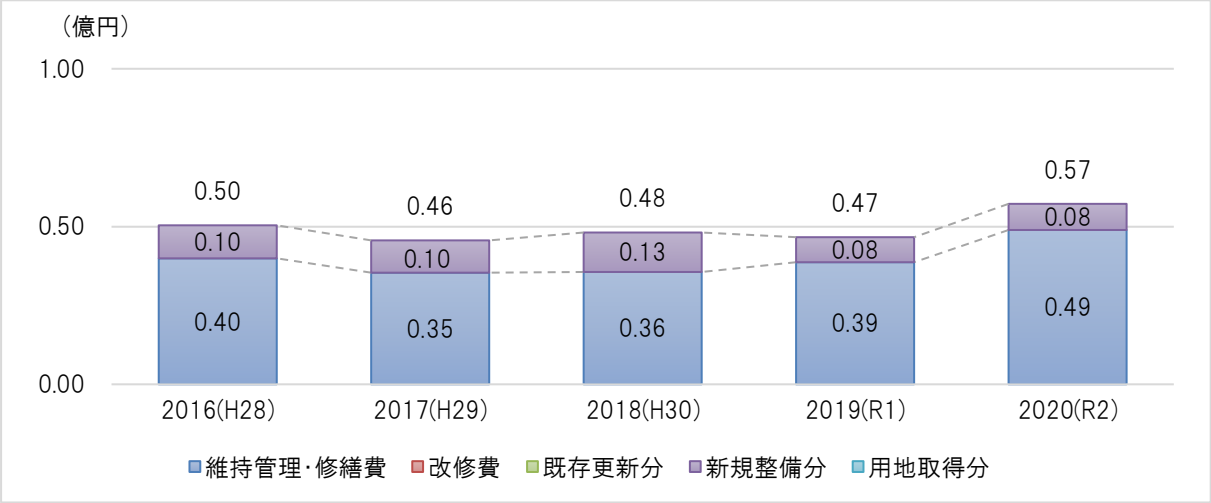

②今後の見通し

40 年間にかかる費用総額は 38.4 億円で、年当たりでは 1.0 億円となっています。

過去 5 年間の投資的経費の実績 0.1 億円（年平均、グラフ中の赤水平線）であることから、10 倍の費用が必要となります。

下水道管の更新費用は 2042 年度から 10 年間に集中しており、ピークとなる 2048 年度には、約 7 億円の費用が発生します。

図　下水道の更新費用

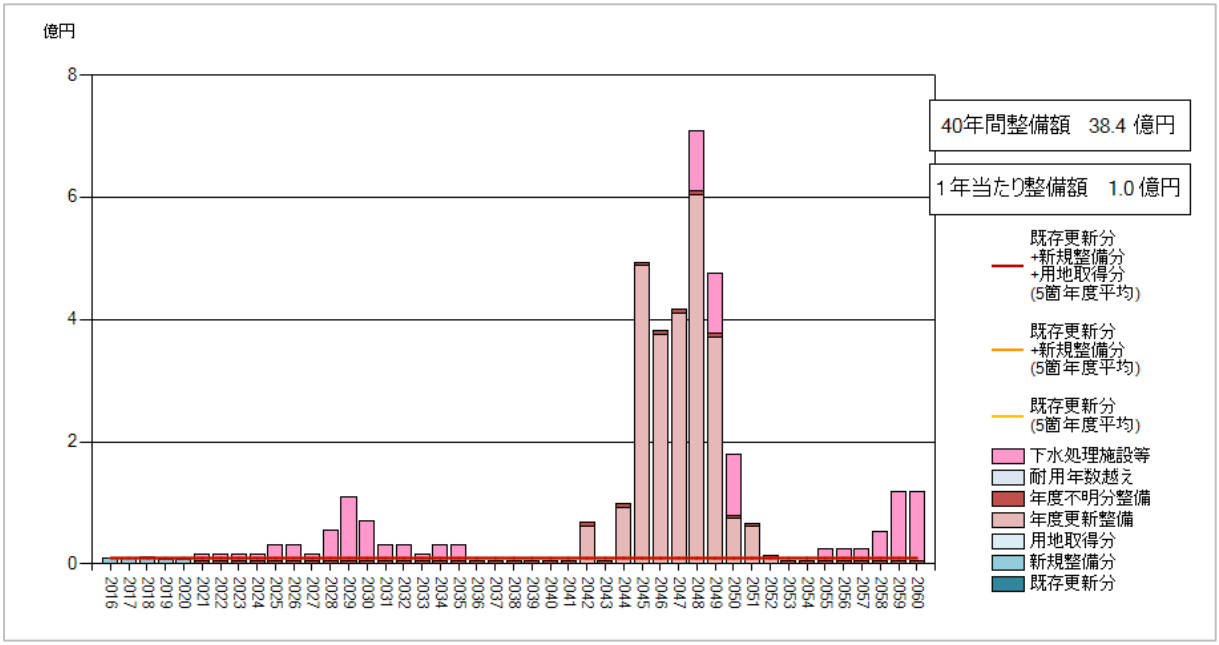

＜推計の前提条件＞

・今後新たな整備は行わない。

・整備した年度から法定耐用年数の 50 年を経た年度に更新すると仮定する。
　年度不明分については、50 年で割った面積を均等に更新すると仮定する。

・管種別更新単価は次のとおりとする。

管径 250mm 以下：　61 千円/m

251～500mm：　116 千円/m

出典：更新費用試算ソフト（総務省）

4　公共施設等全体のまとめ

（１）公共施設等全体の投資的経費・維持管理経費の推移

過去 5 年間の投資的経費の実績（既存更新分及び新規整備分・用地取得分、改修費）は合計 16.2 億円で、年平均 3.2 億円となっています。

維持管理経費は合計 7 億円で、年平均で 1.4 億円となっています。

項目別割合をみると、投資的経費は、建築系公共施設の割合が最も高く、全体の 42.1%を占めており、次いで、道路が 33.6%、上水道が 15.7%となっています。また、維持管理経費においては、下水道が最も高く 28.3%、次いで建築系公共施設が 24.2%を占めています。

図　公共施設等全体の投資的経費・維持管理経費の推移

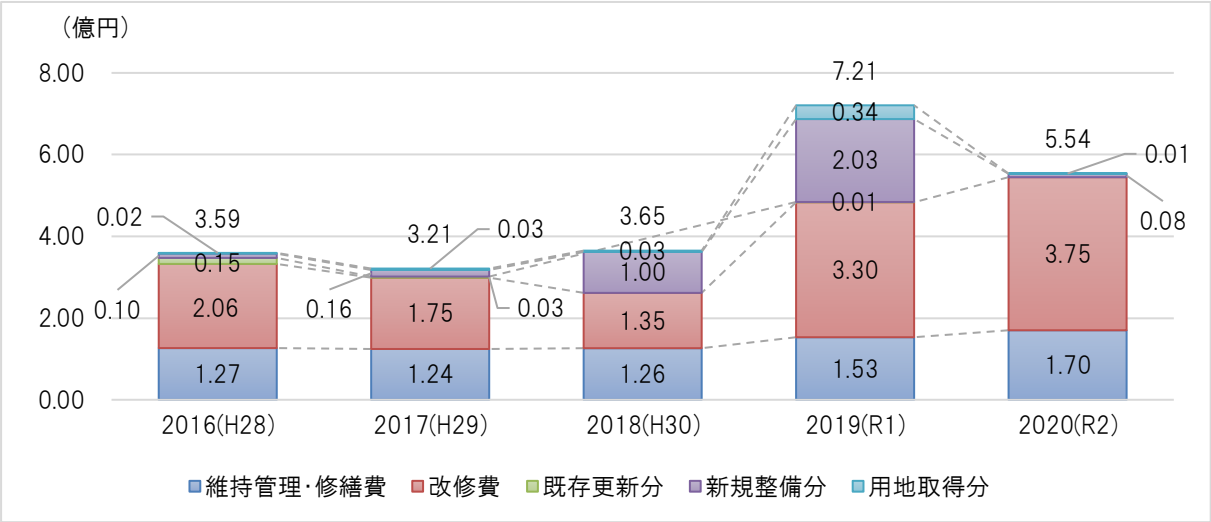

図　項目別投資的経費構成比（５年合計）

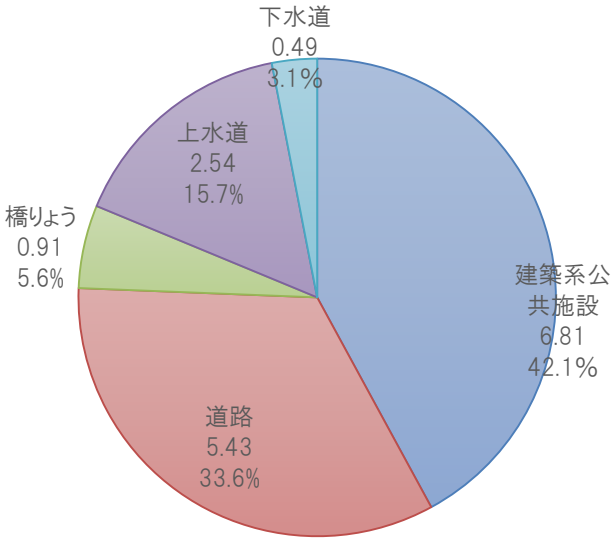

図　項目別維持管理経費構成比（５年合計）

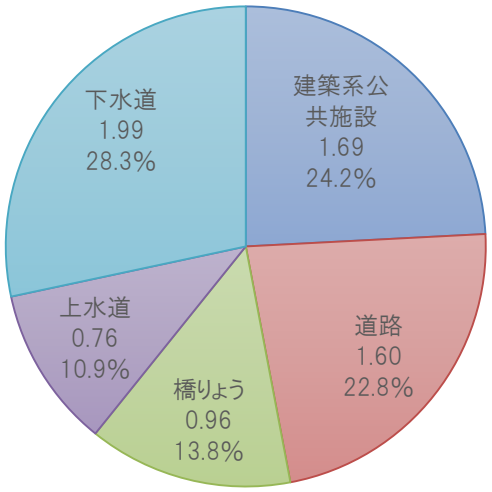

（２）公共施設等全体の今後の見通し

各項目の更新費用の見通しをまとめると、40 年間にかかる費用総額は 741 億円で、年当たりに必要となる更新費用は 18.5 億円です。

過去 5 年間（2016～2020 年度）の投資的経費の実績は年平均 3.24 億円（グラフ中の赤色線）となっており、これの約 6 倍に相当します。

更新費用のピークをみると、2029～2030 年に 25 億円、2059 年には 30 億円以上の更新費用が必要と推計されています。

更新費用の項目別割合をみると、建築系公共施設が最も高く全体の 57.8%、次いで道路が 22.4%を占めています。

図　公共施設等全体の更新費用

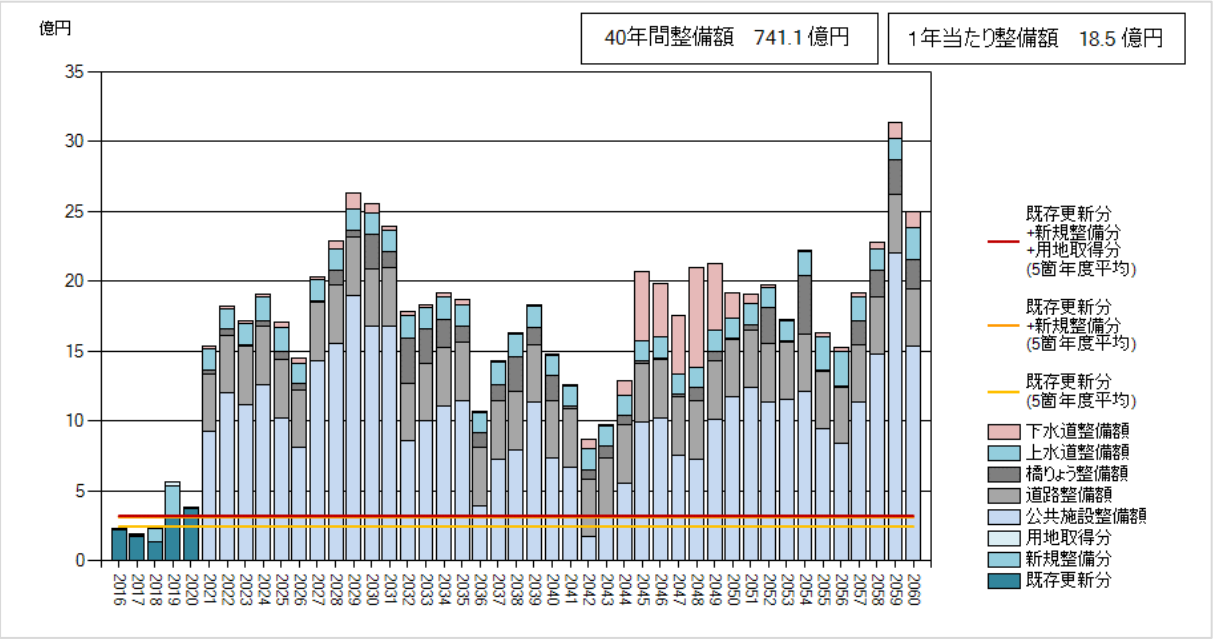

図　項目別 40 年間整備額構成比

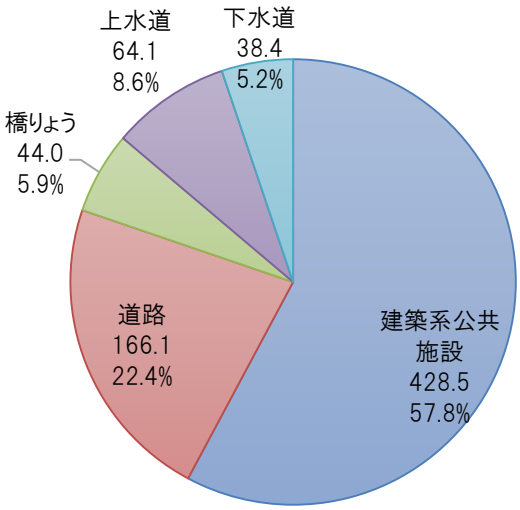

第３章　公共施設等を取り巻く課題の整理

（１）将来人口の見通し

本村の人口は減少傾向にあり、令和 2 年国勢調査で 4,149 人となっています。

人口ビジョンにおいては、出生率の段階的引き上げ、転入の増加及び転出の減少を図り、人口減少のペースを抑制し、令和 27 年には 1,830 人程度の確保を目指しています。

また、本村は平成 17 年 10 月に 3 村(本城村、坂北村、坂井村)が合併し筑北村となりました。そのため、旧 3 村において、それぞれ村民の生活に必要となる公共施設の整備や、公共サービスの充実が図られ、庁舎、公民館(中央公民館)、体育館、グラウンド等の施設は、現在でも 3 地域にそれぞれ配置されています。

今後は人口減少により、公共施設の利用数が減少し、施設の遊休化が進む事が考えられます。また、少子高齢化の進行により、必要となる施設の内容も変化していく事も考えられます。

人口減少を抑制する施策を講じつつも、将来の人口規模、人口構造を想定しながら、公共施設総量の適切な調整、村民のニーズに対応した施設サービスの見直し等を検討していく必要があります。

（２）財政の見通し

本村の財政状況の今後の見通しとしては、人口減少や少子高齢化の進行により、村税等の自主財源は大幅な伸びを期待する事は難しく、社会保障経費等の増大も懸念されます。

また、地方行財政の見直しの中で地方負担の増大も検討されるなど、村の財政としては今後も厳しさが増していくことが予想されます。財源の確保は当然のことながら、適正な予算規模での行政運営が必要となり、公共施設等についても本村を取り巻く社会経済情勢に対応した、適正規模で効果的かつ効率的に維持管理することが必要です。

（３）公共施設等の現況と更新費用の見通し

本村は、建築系公共施設 274 施設、404 棟、約 84,070 ㎡のほか、道路・橋りょう・上下水道等の土木系公共施設を保有しています。

今後 40 年間、現在あるすべての公共施設等を保有し続けた場合にかかる更新費用の総額は 741 億円､年平均では 18.5 億円となり近年の投資的経費実績額の約 6 倍に相当します。

更新費用の項目別割合をみると、建築系公共施設が半数を占めており、現在の公共施設を全て更新していくことは困難であるといえ、保有施設総量の削減を図ることが必要です。

インフラ系施設について、特に上水道の整備時期が集中しているため、耐用年数に合わせた更新をした場合、多額の更新費用が集中する結果となります。

村のまちづくりの方針に併せてインフラ系施設の計画的な管理を進めるとともに、建築系公共施設も合わせ、特定の期間に多くの費用がかかることを防ぐための費用の平準化が必要です。

第４章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

１　計画の管理方針

本計画では、公共施設等マネジメントの理念と目的を以下に定めます。

これは、将来のまちづくりの第一歩として公共施設のあり方を決めるに当たり、村と村民がお互いに歩み寄り、ともにふさわしい公共施設のあり方を考えることを目指しています。

【理　念】

筑北村の公共施設等全体を貴重な資産と捉え、村民と問題意識を共有し、協働で公共施設等の将来の方向性の確立に向けて取り組みます。

【目　標】

効率的な維持管理等の実施による公共施設等の長寿命化や、効果的な公共施設の利活用促進や統廃合を進めることによる施設保有量の最適化などを計画的に進めることによって、将来の財政負担を軽減することを目的とし、住民サービスの水準と健全な行財政運営との均衡を図り、安全で安心な公共施設等の構築を進めます。

上述の理念により、新しいまちづくりの第１歩と捉えて本計画を実行に移していくためには、以下の３点が、公共施設等マネジメントの推進力となります。

①行政の努力　　：公共施設等の統廃合を含む施策推進により公共施設等に係る経費の削減と平準化
②住民との協働　：受益者負担の見直し等、住民との協働を得ること
③民間活力の活用：可能な限り公共施設管理の民間委託の検討を行うこと

これらの理念・目的に基づき、施設の管理方針を以下に定めます。

２　計画の推進体制と情報管理

総合管理計画の策定に当たり、企画財政課は、施設の各部門を横断的に管理し、施設総体を把握し、一元的に管理する役割を担います。企画財政課は、横断的な組織として各課の調整機能を発揮し、公共施設等マネジメントの推進について計画の方針の改定や目標の見直しを行っていきます。

①公共施設等に関して各課全てを横断する位置づけの組織とする。例えば、各課に対し、公共施設等の情報収集や調整等の権限を持つ。
②公共施設等に関して主要業務を一元的に遂行できる機能を持つ。
③公共施設等に関して財政係と密接に連携する。

また、企画財政課は次の項目を実施していきます。

①財政状況に合わせた管理：マネジメントの基盤となる財政状況に合わせて、公共施設等の総合的な管理を行います。

②住民との協働　　：住民と行政の相互理解や共通認識の形成など、協働の推進に向けた環境整備を行います。

③職員の意識改革　　：職員一人ひとりが公共施設等マネジメント導入の意義を理解し、意識を持って取り組み住民サービスの向上のために創意工夫を実践します。

3　情報管理

公共施設の情報管理に関して、今後、以下の取組を検討します。

①組織内の各部門に散在する関連データをそれぞれの部門から収集し、一元化して情報管理するための情報管理体制を構築します。

②情報を管理し、データベース化し、利活用するための運用管理体制を構築します。

③施設の管理・運営を円滑に進めるために、情報を整理して標準マニュアルを策定します。

4　公共施設等のコスト、数量に関する目標

現状のまま全ての施設を大規模改修・建替していくと、費用不足が発生します。対策として、つぎの 2 点が求められます。

・特定の期間に多くの費用がかかることを防ぐための、費用の平準化
・大規模改修・建替費用を下げるための、保有施設総量の削減

令和 2 年度末時点の保有面積は 84,010 ㎡であり、当初計画時点から約 11.8 ㎡減少しているものの、概ね横ばいで推移しており、今後は人口減少動向や施設状況等を踏まえて更なる削減が必要となります。

施設保有面積の削減目標

少子高齢化、人口減少を勘案し、公共施設の総延床面積を 30%削減

第５章　公共施設等の管理に関する基本的な考え方

公共施設等の管理に際しては、以下の３つを基本的な方針として、基本的な考え方を示します。

・人口減少を見据えた整備更新
・住民ニーズへの適切な対応
・民間活力の積極的な導入

１　人口減少を見据えた整備更新

本村の人口は、引き続き減少が見込まれています。新規施設の整備は最小限に抑制し、既存の公共施設を貴重な財産ととらえ、適切な維持管理によって、できる限り長期間使用します。

（１）人口動態などに基づいた全体面積・施設規模のコントロール

公共施設の整備・更新時期を迎えることによって、多額の更新費が見込まれます。また、公共施設を適切に維持管理・運営するためには、様々な費用が必要です。公共施設全体の延床面積を、本村の人口や人口構成の変化、費やせる財源などに沿って適切に調整します。

また、不要と判断された施設は解体等により延床面積を縮減し、維持更新費の削減を行うとともに、削減された費用は他の設備の維持更新費に回すことにより、財源の負担を軽くすることを検討します。

（２）既存公共施設の長期使用と予防保全･機能改善

新耐震基準で整備された公共施設や耐震補強工事を行った公共施設は、定期的に修繕工事を実施することで長寿命化を図り、将来にわたり有効活用します。特に、有料で貸し出す公共施設を中心に、不具合発生の都度修理を行う「事後保全」から、事故が起こる前に計画的に実施する「予防保全」への転換を目指すことで、既存公共施設を良好な状態に保つことが大切です。

また、スロープや手すりなどのバリアフリー対応、太陽光発電設備などの環境対応、省エネ対策などで時代の要求に即した改修工事の実施に努めます。

（３）民間への不要施設の貸付・売却

近年、公共的な役割を担う主体は多様化しています。行政が直接整備するよりも効果が見込める場合などには、廃止した公共施設や不要と判断された施設を積極的に貸付や売却を行い、民間や自治会、社会福祉法人、NPO 法人などに公共サービスを提供してもらう方法も考えられます。

また、貸付や売却による収入を、次の整備費用や改修費用の一部として活用したり、基金として積み立てたりすることで、公共施設を通じて資金が循環するシステムの構築を図ります。

2　住民ニーズへの適切な対応

公共施設等は本来、住民の方々に公共サービスを提供するためのツールであり、適切に利用されて初めてその効果を発揮します。社会経済状況や時間の経過によって変化する住民ニーズを的確にとらえ、最大限に有効利用されることを目指します。

（１）用途転用又は複合化による既存公共施設の有効活用

建物は、長期間の使用を前提に整備されますが、その間に公共施設に期待する住民ニーズが変化する場合があります。この場合、建物を支える耐久性の高い構造躯体を活用しつつ、内装のみを改修する「用途(機能)転用」や一棟の建物に複数の機能を盛り込む「複合化」によって、住民ニーズの変化に適切に対応し、既存公共施設の有効利用に努めます。

（２）公平性に基づく受益者負担の適正化

公共施設の維持管理などに要する経費(コスト)は、本村の税などの一般財源と施設利用者による受益の対価(使用料等)から賄われています。公共施設の使用料などは、公共施設を利用する人としない人との公平性に考慮して施設利用者には公平で適正な負担を求めることが重要です。また、社会経済環境の変化や利用実態に合わせて、使用料などを適切に設定します。

3　民間活力の積極的な導入

効率的な村政運営のため、着実な行財政改革が重要ですが、一方で、村の職員や財源などの行政資源には限界があります。公共施設の維持管理・運営や新規整備や修繕工事における資金調達について、多様な主体との協働を図ります。

（１）住民、民間企業、社会福祉法人、NPO 法人などの民間活力の導入

最近では、指定管理者制度、PFI、包括的民間委託など、これまで行政が担っていた役割を民間などが担う仕組みが整えられてきました。また地方自治法の改正により、これまで認められていなかった行政財産も、一定の条件の下で貸付けができるようになりました。

公共施設の維持管理・運営に、こうした民間活力を積極的に取り入れ、新規整備や修繕工事への民間資金の活用を積極的に進めることを検討します。公共施設の機能や役割に応じて、民間企業、社会福祉法人、NPO 法人、自治会、ボランティアなど、多様な主

体の利点を活かし、協働で推進します。

（２）公共施設を核としたコミュニティの醸成

協働の基本的な理念は、地域で必要とされる公共サービスを多様な主体が役割と責任に応じて担い、対等のパートナーとして連携し、地域にふさわしいまちづくりに取り組むことです。公共施設は、この住民協働型のまちづくりにおけるコミュニティの核となり得るものです。したがって、人口減少によって将来的に公共施設全体の延床面積を縮減させる場合でも、まちづくりや防災、地域の拠点など、コミュニティにおいて公共施設が担っている多様な役割に十分留意します。

（３）住民参加による合意形成

公共施設全体の延床面積縮減に伴う施設の統合や廃止に当たっては、住民の理解と合意形成が重要です。住民にとっては総論賛成でも、自分が利用している施設の統廃合には難色を示すことが少なくありません。十分な話し合いと時間をかけての合意形成を進めていきます。

第６章　公共施設等の管理に関する実施方針

公共施設等の管理に際しては、実施方針として 7 項目を設定し取り組みます。
・点検・診断等の実施方針
・維持管理・修繕・更新等の実施方針
・安全確保の実施方針
・耐震化の実施方針
・長寿命化の実施方針
・ユニバーサルデザイン化の推進方針
・統合や廃止の推進方針

１　点検・診断等の実施方針

・施設等は、日常点検と定期点検・臨時点検を実施し、点検履歴の記録は老朽化対策等に活かします。
・診断等では、施設の安全性、耐久性、不具合性、適法性を必須項目として実施します。

（１）点検・保守・整備

建物･インフラ系公共施設は、数多くの部品、部材や設備機器などから構成されます。部材、設備は使い方や環境および経年変化から生じる汚れ、損傷、老朽化の進行に伴い本来の機能を低下させます。日常管理は、建物を維持管理するための日常の点検・保守によって施設等の劣化及び機能低下を防ぎます。建物をいつまでも機能的に、美しく使っていくために、総合的な管理運営や実際の点検・保守・整備などを行います。

点検には、日常点検の他に、定期点検や臨時点検などがあり、みずから実施する場合と、専門家に依頼する場合があります。委託契約により実施している場合は、保守・点検・整備が契約どおりに実施されているかどうか、委託先から確実に報告を受け、実態を把握します。

保守・点検・整備は、その履歴を記録し、集積・蓄積して老朽化対策等に活かしていきます。

（２）施設等の診断

公共施設等の施設診断では、施設の安全性、耐久性、不具合性および適法性について簡易な診断を実施することを検討します。

診断は、経年的な施設の状況を把握するため、定期的に行うことを検討します。診断記録は集積・蓄積して計画的な保全に活用します。

2　維持管理・修繕・更新等の実施方針

・維持管理および修繕を計画的・効率的に行うことにより、維持管理費・修繕費を平準化し、施設等に掛かるトータルコストを縮減します。
・総合計画に基づく、長期修繕計画、中期修繕・改修計画を策定し、施設の適法性の管理および施設の統廃合推進方針と整合を図ります。

（1）維持管理・修繕の実施方針

建物を使用するには、設備機器の運転や清掃、警備保安が必要です。たとえば機器の運転は、日常の点検、注油、消耗品の交換、調整が欠かせません。修繕や小規模改修については、速やかな対応ができる体制を構築します。

清掃は建物の環境を常に衛生的な状態に維持し、快適性を高め、また建物の劣化防止として重要です。

維持管理および修繕を計画的・効率的に行うことによって、維持管理費・修繕費を平準化し、建物・インフラ系公共施設に掛かるトータルコストを縮減することを目指します。

（2）更新・改修の実施方針

不具合が発生したそのつど対応する事後保全だけではなく、今後の施設等の活用方針に基づく計画的な保全を実施していくことが重要です。

また施設の経年変化には、法規の改正による既存不適格の発生も含まれるので、適法性の管理が必要です。

表　適法性の主な管理項目

適法性管理	関連法規適法性	建物に関する法令	建築基準法、耐震改修促進法、品確法、学校保険法、医療法、児童福祉法、駐車場法、文化財保護法、建築物管理法、労働安全衛生法
		消防に関する法令	消防法
		条例に関する法令	条例
		環境に関する法令	廃棄物処理法、グリーン購入法、省エネルギー法、公害防止法
		不動産に関する法令	不動産登記法、宅地建物取引業法、借地借家法
	定期検査の履行	建物定期検査	消防用設備等点検、昇降機定期検査、水質・水道施設の検査、空気質検査、特殊建築物の定期検査、
		建築設備定期検査	建築設備の定期検査、ガス消費機器の調査、電気工作物の調査、自家用電気工作物の点検

建物を長期にわたって有効に活用するためには、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化、省エネルギー化等を含めた建築の基本性能を、利用目的に合致した最適な状態に維持あるいは向上することが必要です。また総合管理計画、総合計画の中の具体的な

計画となる長期修繕計画等の策定、それまでの間に定期的な見直しを行う中期修繕・改修計画等の展開が重要です。

更新の際には、安全性、法規適合性、構造性能、ランニングコストの低減等更新の理由を明確にするとともに、更新する場合は、まちづくりとの整合性を保ち公共施設のコンパクト化や効率化の観点から、土地や建物について、単独更新以外の統合や複合化について検討を行います。従って更新・改修の方針については、統合や廃止の推進方針と整合性を図る必要があります。

3　安全確保の実施方針

・重要な評価項目で危険性が認められた施設については、評価の内容に沿って安全確保の改修を実施します。
・施設によっては、総合的な判断により改修せずに供用廃止を検討する場合もあります。

公共施設における安全確保は、利用者の安全、資産や情報の保全が目的です。万一の事故・事件・災害に遭遇したときに損害を最小限にとどめ、俊敏に復旧する体制を平時から整えることは、施設管理者にとって最も重要な点です。

敷地安全性、建物安全性、火災安全性等の危険性が認められた施設については、評価の内容に沿って安全確保の改修を実施します。施設によっては、総合的な判断により改修せずに供用廃止を検討する場合もあります。

表　（参考）施設の安全確保に係る項目

評価項目			内　容	
大項目	中項目	小項目		
安全性	敷地安全性	自然災害回避性	地震災害	・液状化・活断層・有・無
			土砂災害	・警戒区域・特別警戒区域・有・無
			浸水災害	・水害危険区域・津波高潮浸水区域・有・無
		敷地安全対応策	地盤安定性	・地盤沈下・地盤崩壊・湿潤地域の有・無
			緊急自動車接近	・道路幅
			地盤調査結果	・軟弱地盤・盛土・埋立地・有　・無
			危険物の種類	・消防法危険物（1類・2類・3類）・有・無
			保安距離	・危険物から50m以内、200m以内
	建物安全性	構造安全性	基礎の安全性	・基礎の安全要件の満足度
			常時床荷重	・許容積載荷重・超過
		耐震安全性	建設年	・1981年6月以前
			耐震診断	・Is値＞0.6 /0.6＞Is値＞0.3 /0.3＞Is値
			耐震補強	・要・不要
			耐震等級	・等級
			免震、制震	・有・無
		耐風安全性	耐風等級	・等級
		対水安全性	浸水対策	・浸水に対する安全要件の満足度
		対落雷安全性	避雷針	・落雷に対する安全要件の満足度
安全性	火災	耐火安全性	延焼防止	・外壁・屋根の防火性能

評価項目			内　容	
大項目	中項目	小項目		
（つづき）	安全性	避難安全性	避難路確保	・避難路確保
		消火安全性	消火活動・経路確保	・非常用侵入口・窓先空地・防火設備・防火用水確保
	生活環境安全性	空気質安全性	空気質測定	・有　・無　・飛散性・非飛散性のｱｽﾍﾞｽﾄ排除状況
			空気質安全性の確保	・ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ・ﾄﾙｴﾝ・ｷｼﾚﾝ・ｴﾁﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝ・ｽﾁﾚﾝ放散速度
		水質安全性	水質検査	・有　・無
			水質安全性の確保	・水質安全性の確保に対する安全要件の満足度
		傷害・損傷防止性	転倒・転落防止性	・転倒・転落防止に対する安全要件の満足度
			落下物防止性	・落下物防止に対する安全要件の満足度
			危険物の危険防止性	・危険物の危険防止に対する安全要件の満足度
		有害物質排除性	アスベスト排除	・飛散性・非飛散性のｱｽﾍﾞｽﾄ排除状況（年代･部位）
			PCB 排除	･ﾄﾗﾝｽ・蛍光灯・ｼｰﾘﾝｸﾞから PCB 排除状況（年代･部位）
			フロン・ハロン対策	・冷媒・断熱材からﾌﾛﾝ、消火剤からﾊﾛﾝ排除状況
			ＣＣＡ対策	・木造土台の CCA・有無
		公害防止性	日照・通風障害防止性	・日照・通風障害防止要件の満足度
			風害防止性	・風害防止要件の満足度
			電波障害性防止性	・電波障害性防止要件の満足度
			騒音･振動・悪臭防止性	・音･振動・悪臭防止要件の満足度
			障害防止性	・排気・排熱・排水障害防止要件の満足度
			外構の維持保全	・外構の維持保全要件の満足度
耐用性	耐久性	耐用年数	経過年数	・経過年数の％
			耐用年数（償却）	・法的耐用年数
		耐久性	構造材耐久性	・構造耐用年数（60 年）と築年の差
			外壁・屋根耐久性	・外壁・屋根耐用年数（40 年）と改修年の差
			付属設備耐久性	・設備耐用年数（20 年）と改修年の差
	不具合現況	構造不具合	基礎・躯体	・沈下、亀裂、欠損の状況
			土台	・腐れ、欠損の状況
			柱、梁、壁、床など	・亀裂、脱落、腐食、欠損、肌別れ、ゆるみの状況
		外部仕上不具合	屋根	・排水良否、雑草有無、屋上防水層ふくれの状況
			外壁	・剥落、落下、ひび割れの状況
			窓枠、サッシ、ガラス	・腐朽、ゆるみ、落下、ﾊﾟﾃ・ｼｰﾘﾝｸﾞの状況
		内部仕上不具合	天井	・たるみ、はずれ、亀裂、肌別れ、剥落、落下・有・無
			内壁	・割れ、剥がれ、変色・有・無
			床	・割れ、剥がれ、変色・有・無
		付帯設備不具合	煙突、屋外階段	・傾斜、亀裂、腐食、剥落、支持金物の緊結状況
			広告塔、吊り看板、他	・浮き上がり、腐食、ゆるみの状況
		建築設備不具合	電気設備機器本体	・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況
			給排水衛生設備機器本体	・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況
			空調換気設備機器本体	・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況
			搬送設備機器本体	・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況
			その他設備機器本体	・き裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況

出典：FM 評価手法・JFMES13 マニュアル（試行版）

4　耐震化の実施方針

・昭和 56 年以前の新耐震設計基準に満たない公共施設のうち、補強対策が必要とされた施設については、計画的かつ効率的に耐震化に取り組んでいくこととします。

村では、学校施設やスポーツ施設等、多くの村民が利用する施設、防災拠点となる施設の耐震化を優先的に進めており、今後は早期に耐震改修促進計画を策定し、優先順位付けを行ったうえで、計画的に補強改修、建て替え等を実施していきます。

5　長寿命化の実施方針

・総合的かつ計画的な管理に基づいた予防保全によって、公共施設等の長期使用を図ります。個別に長寿命化計画等が策定されている場合はそれに準拠します。
・建替周期は原則、大規模改修を経て構造体の耐用年数まで使用し、更に使用が可能であれば長寿命化改修を行って長期使用します。

（１）総合的かつ計画的な管理

診断と改善に重点を置いた総合的かつ計画的な管理に基づいた予防保全によって、公共施設等の長期使用を図ります。総合的かつ計画的な管理とは、点検・保守・修繕、清掃を計画的にきめ細かく行い、公共施設等を健康な状況に保ち、更に定期的に施設診断を行い、小規模改修工事を行って不具合箇所を是正することです。

現在ある公共施設等の健康状態を把握するための施設診断が必要で、診断によって、所定の機能・性能を確保できるところまで改修工事を行い、そこから計画的な保全を行っていきます。

（２）計画的な保全、長寿命化計画

施設の築年数や求められる性能のレベルに合わせて、的確な改修・修繕を行います。

本村の公共施設では、原則として、建替周期は大規模改修工事を経て構造体の耐用年数まで使用し、その時点で診断を行い、更に使用が可能であれば長寿命改修工事を行って長期使用しコストを削減することも検討します。

なお、極力個別に長寿命化計画を策定し、それぞれの計画により、推進していきます。

図　長寿命化における経過年数と機能・性能イメージ

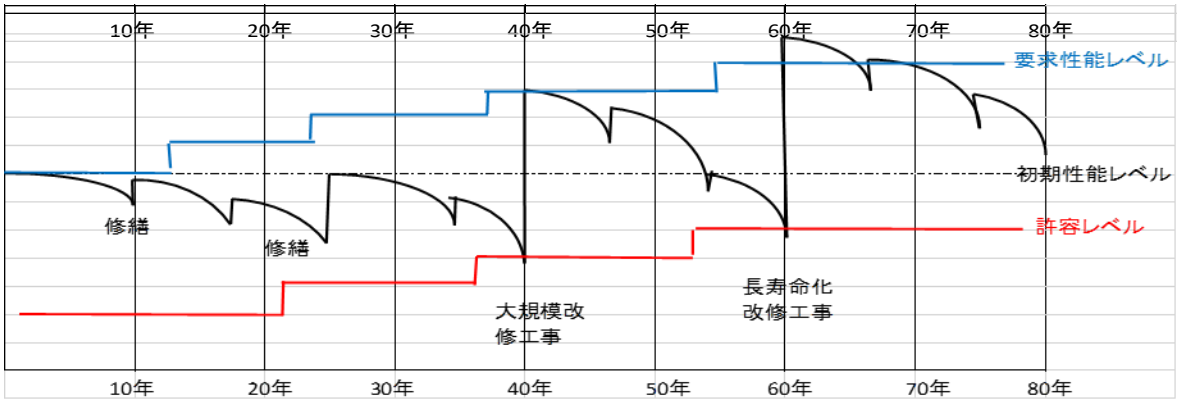

建設から 40 年まで：小規模な改修工事や点検・保守・修繕を定期的に行うことによって、性能・機能を初期性能あるいは許容できるレベル以上に保つ

建設から 40 年経過：修繕・小規模改修工事では、性能・機能が許容できるレベルを維持できなくなり、大規模改修工事が必要。

※要求性能レベルは通常時間経過により上昇するため、要求性能レベルの変化を視野に入れた改修工事が望まれる。

6　ユニバーサルデザイン化の推進方針

・高齢者、障がい者をはじめ全ての人にとって安全・安心で暮らしやすいまちづくりを目指し、公共施設等のユニバーサルデザイン化を推進します。

高齢者、障がい者をはじめ全ての人にとって安全・安心で暮らしやすいまちづくりを目指し、公共施設等の改修、更新等に当たっては、ユニバーサルデザイン化を推進します。

特に、公共施設のうち、学校、病院など多数の方が利用する施設の大規模改修、更新については、「長野県福祉のまちづくり条例」を遵守し、ユニバーサルデザインや積雪寒冷の気候特性などを踏まえた整備基準に適合するよう努めます。

7　統合や廃止の推進方針

・施設の統廃合及び供用廃止については施設の安全性や利用状況、各整備方針を勘案しつつ判断材料とします。
・住民サービスの水準低下を最小限にするため、種々の施策についてその可能性を検討します。

総合計画や関連計画との整合を図りながら、危険性の高い施設や老朽化等により供用廃止（用途廃止、施設廃止）を必要とする施設を見出します。公共施設等コンパクト化は、利用状況やまちづくり整備方針、他の施設の整備方針等を勘案しつつ継続使用、改善使用、用途廃止、施設廃止の４段階に分類します。診断結果は、施設の統廃合及び供用廃止の判断材料とします。次表に、診断結果による取組の方向性の例を示します。

表　診断結果と取組の方向性の例

診断結果	取組の方向性	
	施設面	ソフト面（検討項目）
継続使用	・計画保全の考えに基づく計画的な維持修繕を実施	・それに伴う改善策を検討
改善使用	・長期修繕計画の策定 ・計画保全の考えに基づく計画的な維持修繕を　　実施 ・建替更新時の規模縮小の検討 ・多用途の複合化など、施設の有効活用の検討 ・PPP/PFI の活用等による用途変更	・利用者増加など、利用状況改善に向けた改革等を検討 ・利用者ニーズを踏まえ、提供するサービスの充実や取捨選択を検討 ・運用の合理化を検討
用途廃止	・空いた施設の利活用(多用途への変更、民間への貸与等)の検討	・用途廃止の代わりに、類似施設への移転(サービス転化）等を検討
施設廃止	・施設廃止後は、将来的に建物解体	・類似施設への統合を検討 ・他施設との複合化を検討 ・用途廃止の代わりに、類似施設への移転(サービス転化）等を検討

公共施設等統合や廃止では、住民サービスの水準低下が懸念されます。それを最小限にするために、公共施設コンパクト化の施策について村民と行政の相互理解、共通認識の形成を目指します。

第７章　施設類型毎の管理に関する基本的な方針

１　建築系公共施設の管理に関する基本的な方針

（１）村民文化系施設

【対象施設】

村民文化系施設には筑北村公民館をはじめとする合併前の旧 3 村にそれぞれ整備されている公民館、本城農村環境改善センターやヤングカルチャーセンターといった交流施設、各集落に整備されている地区管理集会施設ほか、文化施設として作陶場が含まれます。多くの施設で償却期間を終えており、全体での有形固定資産減価償却率は 93.4%となっています。

【今後の方針】

公民館及び交流施設は、地域コミュニティの活動の場となっている施設であるとともに、災害時において応急対策活動の拠点や指定避難所ともなっており、施設の安全性の確保、機能の維持を図る必要があることから、個別施設計画に基づき、老朽化状況を確認しつつ、適切に管理します。

各集落に整備されている集会施設は、個々に利用状況も異なることから個別施設計画の対象外となっており、地区住民と個別に協議を行ったうえで、活用方針を検討します。

作陶場は、個別施設計画に基づき、日常の点検・保守、必要な修繕を行い、継続的に活用していきます。

【過疎地域持続的発展市町村計画（R3～7）：事業計画】

持続的発展施策区分	事業内容
８　教育の振興	本城公民館施設整備事業
	坂北公民館施設整備事業
	坂井公民館施設整備事業
	集会施設整備事業補助金

（２）社会教育系施設

【対象施設】

社会教育系施設には、図書館のほか、歴史民俗資料館や考古資料館、収蔵庫、伝統文化等保存伝承施設といった博物館系の施設が含まれます。全体での有形固定資産減価償却率は 97.4%となっています。

【今後の方針】

社会教育系施設は、個別施設計画の基づき管理を進めます。

図書館は平成 28 年に坂北支所に移設しており、個別施設計画に基づき、日常の点検・保守を行い、必要に応じて修繕を行います。

歴史民俗資料館は、収蔵庫及び考古資料館を集約することとなっており、今後は利用者

増に向けた対策を検討します。
伝統文化等保存伝承館は、地区住民が管理し、集会施設として利用されていることから、地区の利用状況を精査した上で、別用途での利用も検討する。

【過疎地域持続的発展市町村計画（R3～7）：事業計画】

持続的発展施策区分	事業内容
8 教育の振興	図書館施設整備事業
10 地域文化の振興等	資料館整備事業

（3）スポーツ・レクリエーション系施設

【対象施設】
スポーツ・レクリエーション系施設は、体育館や野球場のスポーツ施設、キャンプ場等のレクリエーション・観光施設、温泉等の保養施設が含まれます。やすらぎスポーツ広場をはじめとするレクリエーション・観光施設はほとんどが償却期間を終えていますが、スポーツ・レクリエーション系施設全体の有形固定資産減価償却率は73.9%となっています。

【今後の方針】
スポーツ・レクリエーション系施設は、全て個別施設計画の対象であり、計画に基づき管理を進めていきます。
スポーツ施設については、村民の健康増進、スポーツイベント等による交流人口の増加につながる施設です。利用状況の良い施設については、施設の状況を確認しながら維持管理に努め、利用実態のない施設については、用途廃止を検討します。
レクリエーション・観光施設及び保養施設は、利用者が施設を快適に利用できるよう、施設の安全点検と適切な維持管理を行うとともに、将来的な有効活用手法やより収益性を高めるためのPPP／PFIの導入について検討します。

【過疎地域持続的発展市町村計画（R3～7）：事業計画】

持続的発展施策区分	事業内容
1　移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	遊休施設再整備事業
2 産業の振興	温泉施設環境整備事業
	温泉施設維持補修事業
8 教育の振興	本城体育施設整備事業
	坂北体育施設整備事業
	坂井体育施設整備事業

（４）産業系施設

【対象施設】

産業系施設には、本城ふるさと館、坂北やさい BOX、もえぎ亭、まんだらの庄、そば処さかいのほか､大沢加工施設や坂井農畜産物処理加工所などの農産加工施設が含まれます。

【今後の方針】

産業系施設は、個別施設計画の対象施設であり、計画に基づき管理を進めていきます。

本城ふるさと館、坂北やさい BOX、もえぎ亭、まんだらの庄、そば処さかいは施設用途や立地状況から、当面は継続保全を図り、将来的に集約化を検討します。

そのほか加工施設については、施設の利用状況を精査したうえで、利用の少ない施設は用途廃止、それ以外の施設は集約化を検討します。

【過疎地域持続的発展市町村計画（R3～7）：事業計画】

持続的発展施策区分	事業内容
２　産業の振興	加工施設整備事業
	村内流通販売施設改修事業

（５）学校教育系施設

【対象施設】

学校教育系施設は、筑北小学校、聖南中学校の 2 施設のほか、統廃合により廃校となった旧本城小学校、旧筑北小学校の 4 施設が含まれています。

【今後の方針】

筑北小学校及び聖南中学校は学校施設長寿命化計画、そのほかの 2 施設は個別施設計画の対象となっています。

筑北小学校及び聖南中学校は、建物の老朽化や将来の児童・生徒数の推移や地域の実情を踏まえ、機能の充実を図るとともに、計画的な修繕を進め施設の長寿命化を図ります。

旧本城小学校は、ウェルネス高等学校への貸付施設であり、当面は現状維持を図り、将来的には他用途への利用も検討します。旧筑北小学校は、収益性の向上を図るため、民間事業者による施設の有効活用を図ります。

【過疎地域持続的発展市町村計画（R3～7）：事業計画】

持続的発展施策区分	事業内容
８　教育の振興	筑北小学校施設整備事業
	聖南中学校施設整備事業
	筑北小学校体育館施設整備事業
	聖南中学校体育館施設整備事業
	筑北小学校水泳プール整備事業
	聖南中学校水泳プール整備事業
	筑北小学校給食施設整備事業
	聖南中学校給食施設整備事業
	学校教育施設維持補修事業

（６）子育て支援施設

【対象施設】

子育て支援施設には、筑北ひまわり保育園、坂井保育園の 2 施設のほか、子育て支援センターや筑北村放課後児童保育施設等の幼児・児童施設が含まれます。

【今後の方針】

子育て支援施設は、全て個別施設計画の対象施設であり、計画に基づき管理を進めます。

少子化が進む村にとって子育て環境を充実させる重要な施設であり、2 つの保育園、子育て支援センター(旧本城保育園)、坂井児童館の 2 施設は、日常の点検・保守を行い、必要に応じて修繕を行います。

坂北放課後児童保育施設は、利用状況を精査したうえで、民間事業者による施設の有効活用を図ります。

【過疎地域持続的発展市町村計画（R3～7）：事業計画】

持続的発展施策区分	事業内容
６　子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	筑北ひまわり保育園施設整備事業
	坂井保育園施設整備事業
	児童館・放課後児童施設整備事業
	子育て支援センター事業

（７）保健・福祉施設

【対象施設】

保健・福祉施設には、社会福祉会館きささげ荘や坂北デイサービスセンター等の高齢福祉施設、障害者自立支援センターちくほっくると社会就労センターの障がい福祉施設が含まれます。

【今後の方針】

保健・福祉施設は、全て個別施設計画の対象施設であり、計画に基づき管理を進めます。

社会福祉会館きささげ荘、坂北デイサービスセンター・地域情報センター、坂井国民健康保険高齢者保健福祉支援センターの 3 施設は、日常の点検・保守を行い、必要に応じて修繕を行い、継続的に保全します。坂北老人住宅は、老朽化が著しく、用途廃止を検討します。坂井老人レクリェーション施設は、利用が少ないことから、他用途も含めた有効活用を検討します。

障がい福祉施設については、日常の点検・保守を行い、必要に応じて修繕を行い、継続的に保全します。

【過疎地域持続的発展市町村計画（R3～7）：事業計画】

持続的発展施策区分	事業内容
６　子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	高齢者福祉施設整備事業
	障害者自立支援センター整備事業
	障害者グループホーム整備事業
	高齢者住宅改修事業

（８）医療施設

【対象施設】

医療施設は、国民健康保険診療所１施設になります。築 30 年を経過しており、有形固定資産減価償却率は 100％となっています

【今後の方針】

医療施設は、個別施設計画の対象施設であり、計画に基づき、管理を進めます。

現在医師が常駐しておらず診療所としては機能していないことから、建物の有効活用だけでなく、今後の診療所のあり方について検討します。

（９）行政系施設

【対象施設】

行政系施設には、本庁舎や支所等の庁舎施設のほか、各集落に整備されている詰所や車庫といった消防施設が含まれます。

【今後の方針】

庁舎施設は、個別計画の対象となっており、計画に基づき、管理を進めます。

本庁舎及び各支所については、大希望改修や耐震改修工事を実施済みであり、日常の点検・保守を行い、必要に応じて修繕を行い、継続的に保全します。庁舎施設に付帯する車庫や倉庫については、老朽化が著しいものは用途廃止を行います。

各地区の詰所等の消防施設については、個別施設計画の対象外であり、建物の状態を把握したうえで、修繕等の必要な対策とともに、地区住民と個別に協議を行い、統廃合についても検討します。

（１０）公営住宅

【対象施設】

公営住宅には、公営住宅法に基づく公営住宅のほか、特定公共賃貸住宅や村営住宅、定住促進住宅が含まれます。

【今後の方針】

公営住宅をはじめとした住宅施設は、教員住宅も含め、公営住宅等長寿命化計画の対象となっており、計画に基づき、管理を進めます。

多くの施設が築 30 年を超えており、一部には昭和 56 年以前の旧耐震基準建築で老朽化が著しいもののもあり、将来の需要見通しに基づく適正な戸数を設定し、建替え、長寿命化、用途廃止等の適切な維持管理に努めます。

【過疎地域持続的発展市町村計画（R3～7）：事業計画】

持続的発展施策区分	事業内容
５　生活環境の整備	老朽村営住宅建替事業
１　移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	若者定住住宅整備事業
	定住促進助成事業

（１１）公園

【対象施設】

公園施設には、乱橋朝日公園、坂井ふれあい交流公園、古司農村公園、しりつみ公園のトイレが含まれます。

【今後の方針】

公園施設は、個別計画の対象となっており、計画に基づき、管理を進めます。

利用状況に応じて、乱橋朝日公園、古司農村公園、しりつみ公園のトイレについては用途廃止とし、坂井ふれあい交流公園のトイレについては日常の点検・保守を行い、必要に応じて修繕を行い、継続的に保全します。

（１２）その他

【対象施設】

その他の施設については、公衆トイレ、教員住宅が含まれます。

【今後の方針】

公衆トイレは、個別計画の対象となっており、計画に基づき、管理を進めます。

西条駅前、冠着駅前の公衆トイレは、駅利用者へ配慮し、日常の点検・保守を行い、必要に応じて修繕を行い、継続的に保全します。

そのほかの施設については、老朽化の状況、利用状況を精査したうえで、施設の更新を検討します。

教員住宅は公営住宅等長寿命化計画の対象となっており、計画に基づき、管理を進めます。

多くの施設が築 30 年を超えており、一部には昭和 56 年以前の旧耐震基準建築で老朽化が著しいもののもあり、将来の需要見通しに基づく適正な戸数を設定し、建替え、長寿命化、用途廃止等の適切な維持管理に努めます。

【過疎地域持続的発展市町村計画（R3～7）：事業計画】

持続的発展施策区分	事業内容
２ 産業の振興	観光地公衆トイレ改修事業
	観光施設公衆トイレ維持補修事業
８ 教育の振興	教職員住宅整備事業

2　土木系公共施設の管理に関する基本的な方針

（1）道路

村道、農道、林道については、定期的な安全点検を実施し、点検結果を踏まえた適切な改修を実施します。未舗装の村道については、住民意向や交通量等を踏まえた上で効率的な舗装を実施します。

道路沿いの草刈作業、側溝の清掃作業、支障木伐採作業等については、住民との協働作業による維持管理を図ります。

【過疎地域持続的発展市町村計画（R3～7）：事業計画】

持続的発展施策区分	事業内容
4　交通施設の整備、交通手段の確保	村道改良事業（滝上北線、中の峠切田線支線 2 号線 、界無線、向原霊園線、楡窪下線）
	道路維持補修事業
	道路構造物等点検・補修事業
2　産業の振興	林道維持管理事業

（2）橋梁

橋梁については、個別計画として橋梁長寿命化修繕計画（平成 30 年 3 月策定）を策定しており、計画のフォローアップを行い、見直しを図り、これに基づいて、適切に管理を進めていきます。

【過疎地域持続的発展市町村計画（R3～7）：事業計画】

持続的発展施策区分	事業内容
4　交通施設の整備、交通手段の確保	橋梁長寿命化事業（笹打線１号橋、高辺橋、桂２号橋、みどり町北沢１号橋、日影１号橋、日影２号橋等）
	道路構造物等点検・補修事業

（３）簡易水道・下水道

簡易水道については、水道の安定供給を行うため、水道事業経営戦略にも基づいて適正な施設管理、保守点検を進めます。

また、農業集落排水についても、ストックマネジメントの手法を取り入れた予防保全計画の策定を検討し、適正な施設管理、保守点検を進めます。

【過疎地域持続的発展市町村計画（R3～7）：事業計画】

持続的発展施策区分	事業内容
５　生活環境の整備	坂井地域生活基盤近代化事業
	坂北地域生活基盤近代化事業
	本城地域生活基盤近代化事業
	新工業団地配水管布設事業
	上手山・大門配水池送水管布設事業
	特定地域生活排水処理施設整備事業

第８章　長寿命化対策を反映した今後の見込み

１　公共施設等の総合的かつ計画的な管理対策における優先順位の考え方

既に長寿命化計画等の個別施設計画を策定済みの施設や今後個別施設計画にあたる計画等を策定した施設については、それぞれの計画に基づき対策を実施することを原則としますが、本村の限られた財政状況を踏まえ、事業量全体の平準化に配慮しながら計画的に実施していくこととします。

そのため、更新、長寿命化、ユニバーサルデザイン化、統合、除却等の対策を実施する際には、優先すべき指標を踏まえ、優先度の高い施設から対策を実施します。

優先すべき指標　＜以下を踏まえて総合的に判断＞
- ○立地状況（災害リスク）
- ○施設等劣化度（築年数・耐用年数・耐震性）
- ○施設重要度（災害時における拠点施設・指定避難所等）
- ○施設利用度

表　策定済みの個別施設計画等

分類	計画名称（策定（改定）年月）
村民文化系施設（集会所除く）	個別施設計画（令和元年度策定）
社会教育系施設	
ｽﾎﾟｰﾙ・ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ系施設	
産業系施設	
学校教育系施設（廃校）	
子育て支援施設	
保健・福祉施設	
医療施設	
行政系施設（消防施設除く）	
公園	
その他施設	
学校教育系施設	学校施設長寿命化計画（令和 2 年度策定）
公営住宅等長寿命化計画	公営住宅等長寿命化計画（平成 28 年度策定）
道路	道路トンネル個別施設計画（平成 29 年度） 大型カルバート個別施設計画（平成 29 年度）
橋りょう	橋梁長寿命化修繕計画（令和元年度）

2　未利用施設等の活用や処分に関する基本方針

未利用建物等の未利用資産等については、原則として、未利用村有地の売却を推進する中で、その土地の購入希望を待って、建物等を除却するか、あるいは除却せずに建物等付きで売却するかを決定します。

しかしながら、長期にわたって未利用状態となっている資産等については、村の各種計画での位置づけや政策課題解決などから村が保有する必要性について検討し、村が保有する必要性が低い資産等については、情報を村内外に対し積極的に公表することにより、資産の活用の透明性の確保を図るとともに、民間事業者等への売却・貸付による有効活用を図ります。

一方で、未利用状態となっている建物等のうち、周辺環境の保全や景観維持等を図るために放置することが不適切である建物等については、除却を推進することとします。

3　長寿命化対策を反映した場合の見込みと効果

（１）長寿命化対策を反映した場合の見込み

①建築系公共施設

建築系公共施設については、定期的に各長寿命化計画を見直し、長寿命化対策をすべき施設を選定するとともに、選定結果を踏まえた効果的・効率的な長寿命化対策を実施し、施設の長寿命化を図ります。

また、筑北村個別施設計画についても定期的に見直し、長寿命化対策を図るべき施設については、予防法全的な対策の実施による施設の長寿命化とコスト縮減に努めます。

②土木系公共施設（インフラ）

道路・橋梁・下水道については、各個別施設計画に基づく長寿命化対策を実施し、長期的な維持管理を図ります。

上水道についても、今後個別施設計画の策定を検討し、定期的な点検と点検結果に基づく効果的・効率的な修繕・更新等を行うことによって、ストックの長寿命化や事業コストの縮減を図ります。

（２）対策の効果額

公共施設等全体について、令和 4 年度から 13 年度までの今後 10 か年において、令和 3 年 3 月末時点の長寿命化対策を反映した各種予定事業と、単純更新した場合の見込みを比較した場合、149 億円のコスト削減効果が見込まれます（次ページ参照）。

しかしながら、現状の施設数を維持した場合、それ以後は、老朽施設が改築周期を迎えるなど、コストの大幅な増加が想定されることから、人口動向や建物等の劣化状況等を踏まえ、定期的な見直しを行う必要があります。

単純更新	長寿命化対策反映
総額 191 億円（19.1 億円／年）	総額　41 億円（　4.1 億円／年） 149 億円（14.9 億円／年）の縮減

図　長寿命化対策を反映した場合の見込み

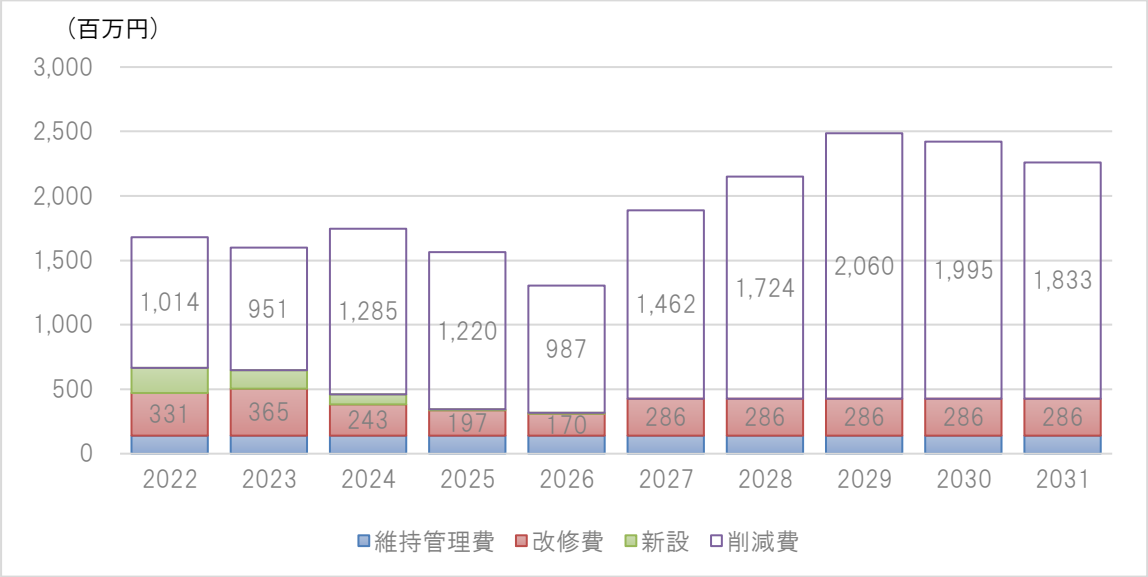

第９章　総合的かつ計画的な管理を実現するための推進方策

１　総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

・公共施設等マネジメント推進のための組織体制を構築します。
・総合的かつ計画的な管理を実現する体制の構築に対する 4 つの方針を検討します。

（１）公共施設等マネジメント組織体制の構築

厳しい財政状況下で、人口減少・少子高齢化が進展する将来を見据えると、公共施設等は維持管理・更新等を的確に進めていくことが重要です。

そこで、本村としては、公共施設等に対して公会計に基づく固定資産台帳を活用し、関連予算を含めた一元管理を行うことにより、全体の調整機能を発揮する組織体制を構築します。

（２）村民等の利用者の理解と協働の推進体制の構築

公共施設を用いたサービス提供に至るまでの過程において、村民と行政の相互理解や共通認識の形成など、協働を促進する環境整備が不可欠です。

村民へ必要な情報を提供することによって村民に開かれた公共施設を目指します。

（３）指定管理者制度、PPP および PFI の活用

指定管理者制度、PPP および PFI の活用により、効率的で質の高い公共サービスの提供や、民間資金やノウハウを活用したサービスの質を充実、コスト削減が期待できることから、これらの活用についても必要に応じて検討します。対象施設は、新たな公共施設等の建設だけでなく､縮減対象の公共施設等の用途変更に採用することも検討します。

表　行政と民間とのパートナーシップ

指定管理者制度	地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO 法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる（行政処分であり委託ではない）制度。
PPP	Public Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。
PFI	Public Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法。

（４）職員の意識向上

全庁的な公共施設等マネジメントを推進していくには、職員一人一人が公共施設等マネジメント導入の意義を理解し、意識を持って取り組み住民サービスの向上のために創意工夫を実践していくことが重要です。

そのために、職員の啓発に努め、公共施設等マネジメントのあり方、経営的視点に立った総量の適正化、保全的な維持管理及びコスト感覚に対する意識の向上に努めていきます。

2　ＰＤＣＡサイクルの推進方針

・本計画は、ＰＤＣＡ（計画・実行・評価・改善）サイクルによる適切な管理を行います。
・本計画や具体的な個別施設計画については、村民と情報を共有します。

（１）ＰＤＣＡサイクルに基づく計画の進行管理

本計画は、ＰＤＣＡ（計画・実行・評価・改善）サイクルによる適切な管理を行います。

計画の進捗状況等については、適宜評価を実施し、結果に基づき計画を見直すことによって、さらなる公共施設等の適正管理の推進を図ります。

個別施設計画については、本計画に基づき策定し、公共施設等の更新や長寿命化、統廃合、除却等の対策は、個別施設計画に基づき実施します。個別施設計画についても、ＰＤＣＡサイクルによる適切な管理を行い、進捗状況等について評価を実施し、評価結果に応じて見直します。

図　ＰＤＣＡサイクルのイメージ

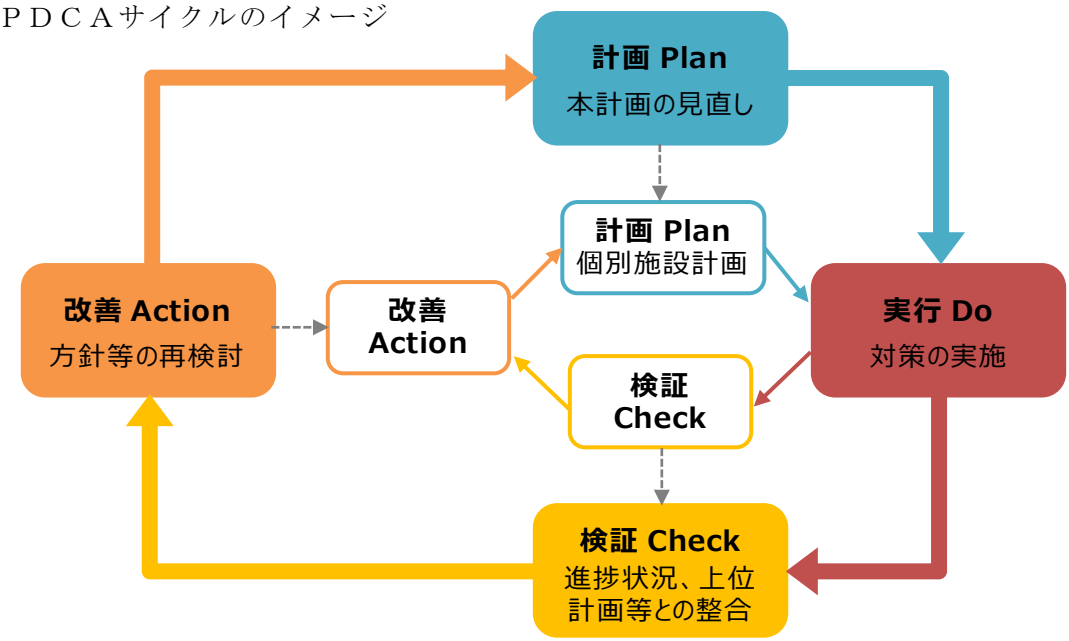

（２）村民との情報共有

本計画やそれに基づく個別計画については、ホームページ等で村民に情報提供を行います。

持続可能で健全な施設の維持管理の検討を行うにあたり、村民と行政が、施設に関する情報と問題意識を共有することが重要です。

公共施設を利用し､または支えている多くの村民と行政が問題意識を共有し、将来のあるべき姿について幅広い議論を進めるために、施設に関する情報を積極的に開示します。